

## 第二部 教務関係用語の解説

## 凡 例

1. 用語の配列は、以下のとおりとする。
  - (1) 配列は、50音順とした。

ただし、英語表記又はまだ日本語化していないと思われる用語は、アルファベット順として50音順の後に付けた。
  - (2) 濁音・半濁音は、その清音の次に置いた。
  - (3) 拗音及び促音は、順序の上ではそれは一固有音と同じに扱った。
  - (4) 撥音「ん」は、50音順の最後のものとした。
  - (5) 延音「ー」は、順序の上では無視した。
2. 同義の用語については、⇒印をつけて解説を加えた用語を示した。
3. 参照法令や条文のあるものは、各解説の末尾に★印をつけて法令等を示した。
4. 数字は、特に必要な場合を除き、算用数字とした。

## ア

アイ・ビー資格 ⇨ 国際バカロレア制度

ア kreditation (Accreditation) 一般的には、基礎認定と解されている。このア kreditation という言葉は、アメリカのボランタリー（任意）な大学団体が、その団体自身が作成した基準に則して個々の大学の教育の質を保証・認定することをいい、アメリカ固有の制度的条件下で発達してきた評価システムである。

この認定基準は、①教育機関別基準認定 (Institutional Accreditation) と、②専門分野別基準認定 (Specialized Accreditation) のタイプがある。教育機関別認定では、教育課程、教員組織、管理運営体制、財政状況など、大学のもっている様々な側面を全体として評価することに重点が置かれている。一方、専門分野別基準認定は、医学、工学、法学、経営学などの実務系の専門分野で発達した認定システムで、個々の教育課程を評価することに主眼が置かれている。

アドミッション・オフィス (Admission Office = AO) 型入試 アドミッション・オフィス型入試とは、大学側が志願者と早い時期から何度も面談を重ね、学力試験では測ることのできない個性を評価すると同時に、アドミッション・ポリシーについて十分な説明を行い、相互に理解した上で入学してもらう制

度である。略してAO型入試、AO入試ともいわれる。なお、AOとは直訳すると入学担当事務局となる。

アビトゥア資格 ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められた資格。アビトゥア資格は、ギムナジウム上級段階（第11～13学年）に在学して、一定の科目を履修した上で試験を受けることによって取得できる。このアビトゥア資格の取得者で18歳に達したものについては、日本の大学入学資格を有する者として認められている。なお、アビトゥア資格の取得者が入学試験に出願する際の調査書については、資格取得者に授与される一般的な大学入学資格証明書 (Zeugnis der allgemeinen Hochschulreife) に記載されている成績をもって調査書に代えることができる。

★大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定 (昭23文部省告示第47号)

## イ

委託生 各短期大学の学則において認められた、学校その他の機関や団体等から派遣されて、特定の授業科目の聴講や研究課題についての研究を行うことを委託された者のことであり、正規の学生ではない。したがって、正規の学生の授業に支障をきたさない範囲で聴講が許されるものである。

**一般教育科目** 授業科目の区分の1つ。平成3年6月に短期大学設置基準が改正され、授業科目区分を設けなくてもよくなったが、改正前はこの科目区分の開設が義務付けられていた。改正された設置基準では、教育上の目的の1つとして、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように教育課程を編成することとされており、この一般教育科目の精神は生きている。

★短期大学設置基準 第5条

**一般入試** 大学入学者選抜実施要項に、調査書の内容、学力検査・面接・小論文その他の能力・適性等に関する検査の成績、大学が必要に応じて実施する健康診断、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・適性等を合理的に総合して判定すると記載されている選抜方法であり、試験の期日は2月1日から4月15日までとされ、合格発表は4月20日までとなっている。

一般入試として行われる学力検査は、「高等学校学習指導要領」に準拠し、高等学校の正常な発展の障害とならないよう十分留意して実施しなければならない。

この他に、専門高校・総合学科卒業生選抜、AO入試、推薦入学、帰国子女特別選抜、社会人特別選抜の選抜方法がある。

**インターンシップ** 在学中に一定期間企業等において、自分の専攻や希望する職業に関連する就業体験を積み、学習したことを実社会で直接経験、実践することにより学習効果を

高める教育プログラムをいう。アメリカでは約100年の歴史があり、大学新卒者のうち7割以上が経験している。なお、厳密には大学が主体となってカリキュラムの一部として実施する研修をコーオプ、大学の単位とは関係なく企業が主体的に実施する研修をインターンシップと呼び分けているが、一般には両者を総称してインターンシップとしている。

## ウ

**運動場** 運動場は設置の場所により、屋内（体育館）、屋外、屋上の各運動場に分類されるが、一般的には屋外の体育・スポーツ施設のことをいう。従来、短期大学の校地が校舎敷地と運動場とに分かれている場合は、その距離は通常の方法で片道1時間以内になければならない、とされていたが（大学設置審査基準要項細則）、平成14年11月、学校教育法が改正されたのを機に「大学設置審査基準要項細則」自体が廃止されたため、敷地が分かれる場合の距離上の制約はなくなった。

## エ

**英文証明書** 学生の在籍・卒業・成績等に関する英文による証明書全般をいう。証明印に代えて学長（証明する事項等を管理している責任者）がサインをするのが一般的である。なお、授業科目名はその授業内容を的確に表現する必要がある。

**栄養教諭** 平成15年9月の中央教育審議会「食に関する指導体制の整備について（中間報告）」において、学校における食に関する指導を充実する観点から、栄養教諭制度を創設することが提言された。

栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性をあわせ持つ職員として、学校給食を生きた教材として活用した効果的な指導を行うことが期待される。

その職務内容としては、食に関する指導と学校給食の管理を一体的に担うとしている。そのために、学校栄養職員と同等以上の栄養に関する専門的知識・能力に加え、児童生徒の心理や発達段階に配慮した指導ができるよう、教育の専門家としての資質が求められる。

偏食傾向や朝食欠食の増大など、子どもの食生活の乱れが深刻化するなかで、学校においても、望ましい食習慣の形成のため、栄養教諭が食に関する指導に当たることができるようになるもの。

**栄養士** 栄養士法に基づき、付与される厚生労働省管轄の資格。栄養士は、栄養の指導を仕事とし、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を特定多数の人を対象に供給する施設は、栄養士を置くように努力することと定められている。

★栄養士法

★健康増進法

**エー・エル・オー**（ALO：Accreditation Liaison Officer）アメリカでは、「認定評

価作業連絡調整担当者」という意味で、高等教育機関の認定作業を行う上で、高等教育機関認定委員会と認定を受けようとする大学・短期大学側との間に立ち、認定に関わる全ての作業を統括・調整する人を指す。

わが国では、学校教育法改正により、大学・短期大学等の第三者評価の制度を定めたが、これはアメリカにおける認定評価制度に並ぶものであることから、短期大学基準協会の認定の国際通用性に鑑み、短期大学基準協会は、ALOという制度を導入し、ALOを「第三者評価連絡調整責任者」と呼ぶこととした。

短期大学基準協会で第三者評価を受けようとする短期大学は、理事長又は学長によって任命されたALO（教員1名）を短期大学基準協会に登録する。ALOは、短期大学基準協会と所属短期大学との連絡窓口となり、第三者評価作業が円滑に行われるための連絡調整をする責務を果たす。また、学内において自己点検・評価と第三者評価の意義を普及する役割を担う。

**エー・シー・ティ**（ACT：American College Test）The American College Testing Programが主催する短期大学及び大学の進学統一試験でSATに並ぶものである。留学生の場合、数は少ないが米南部の大学から要求されることがある。

試験は、世界共通で年4回行われ、英語、数学、読解、理科の4科目に分かれている。

エス・エー・ティ (SAT: Scholastic Aptitude Test) Admissions Testing Program of the College Boardが行っている進学適性テストであり、ACTと並び短期大学又は大学に進学する場合に受験する。SATとACTはいずれか一方を受験すればよく、両方の受験を要求されることはない。

なお、SATに加えてTOEFLを要求する大学もある。試験の内容は、言語(英語)は読解力と語彙力、数学は算術、代数、幾何についての適性をみている。年に数回の受験機会がある。

**遠隔授業** 多様なメディアを高度に活用した授業の方法をいう。単位の認定に当たっては、次の要件をすべて満たしていることが必要である。

- ① 授業を遠隔地の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において同時に行うものであること。
- ② 多様な通信メディアを利用して、多様な情報を一体的かつ双方向に扱うことができる状態で行われるものであること。
- ③ 短期大学において直接の対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

また、実施の際には、次の点に配慮することが望ましいとされている。

ア 授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。

イ 学生の教員に対する質問の機会を確保すること。

ウ 画面では黒板の文字が見つらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ学生にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。

エ 「遠隔授業」の受信側の教室等に必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。必ずしも、受信側の教室に教員を配置する必要はないが、必要に応じてTA(ティーチング・アシスタント)を配置することも有効である。

オ メディアを活用することにより、一度に多くの学生を対象に授業を行うことが可能となるが、受講者が過度に多くならないようにすること。

なお、卒業の要件として修得すべき単位数のうち「遠隔授業」により修得できる単位数は、修業年限が2年の短期大学にあっては62単位のうち30単位、修業年限が3年の短期大学にあっては93単位のうち46単位を超えないこととしている。

★短期大学設置基準 第11条, 第18条

**演習** 短期大学設置基準に規定されている授業方法の形態の1つ。授業方法の明確な基準はないが、一般的に演習とは、教員の講義と共に、学生も討議・研究発表等を行いつつ指導を受ける授業形態である。演習科目1単位の学校における授業時間は、講義科目と同様15時間から30時間までの範囲で、各短期大学が定める時間とされている。

★短期大学設置基準 第7条第2項, 第11条

## オ

**オフィスアワー** 授業科目等に関する学生の質問・相談に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間帯（何曜日の何時から何時までなど）のことであり、その時間帯であれば、学生は基本的に予約なしで研究室を訪問することができる。アメリカの大学において普及している制度であるが、近年、日本の大学においてもオフィスアワーを設定し、シラバス等に明記する例が見られる。

**オリエンテーション** (Orientation) 指導・手引き・動機づけという意味で新入生を学校の新しい環境に適応させるために行う様々な催し全般をいったり、授業や就職活動をはじめの前にこの名称を付けて指導期間を設定する例がみられる。

## カ

**海外留学** ⇔ 留学

**開講科目** 授業が実際に行われている授業科目をいう。

**戒告** 懲戒の1種で、訓告に準ずる処分。訓告のような法律上の懲戒ではないが、内部規律を乱す事実行為に対して教育目的を達成するために行われる叱責や戒めによる教育指導をいう。

★学校教育法第11条

★学校教育法施行規則 第13条

**外国語科目** 授業科目区分の1つ。平成3年6月に短期大学設置基準が改正され、授業科目の区分を設けなくてもよくなったが、改正前はこの科目区分の開設が義務付けられていた。改正前の短期大学設置基準では、卒業の要件としてこの科目区分からの単位修得条件はないものの、多くの短期大学が学則で修得を義務付けているようである。

**外国人教員** 日本の国籍を有しない教師をいうが、大学では一般的に「出入国管理及び難民認定法」の査証区分「就業」の在留資格「教授」に該当する人をいう。

外国人教師を招聘する場合、当該外国人は査証（ビザ）の発給を自国の在外日本公館から受けなければならない。査証の発給申請は本人が行うが、この時に「在留資格認定証明書」を提出すると速やかに査証の発給や上陸許可が行われるので、大学はこの証明書の発給を受け、本人に郵送する方法が考えられる。在留資格「教授」の場合の在留期間は3年又は1年となっている。

★出入国管理及び難民認定法 第2条の2, 第6条, 第7条の2, 別表第1の1の表

★出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行に伴う留学生, 就学生及び外国人教師等の受入れについて (平2. 6. 29文学留第168号通知)

**外国人登録済証明書** 長期に亘り日本に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明確にするため、その外国人が居住する市町村の長が外国人登録原票に基づき発行する証明書。

外国人の住民登録申請は、原則として日本上陸後90日以内に居住する市町村（東京特別区及び政令指定都市は区）の長に対して行い、さらに登録を受けた日の後、5回目の誕生日から30日以内に登録確認の申請をしなければならないことになっている。

外国人は外国人登録済証明書を受領し、いつでも提示できるよう常に携帯し、登録事項に変更があった時は届け出なければならない。登録項目には在留資格や在留期間という項もあるので、就学生の資格で在留している者が留学生の在留資格に変更した時は、届け出が必要である。

なお、この証明書は、出国時に入国審査官に返納することになっている。

★外国人登録法 第3条, 第11条～第13条

**外国人の再入国** 日本在住の外国人は日本出国の時点で在留資格、在留期間の効力を失うが、外国人教師や留学生が夏休みなどに一時帰国等で出国し、再び同じ在留目的・在留資格で上陸、在留を続ける場合には、日本を出国する前に再入国の許可が得られる制度がある。この許可の有効期限は在留期間内であつ1年以内（出国後特例でさらに1年以内の延長が認められることもある）とされている。

手続きは入国管理局に再入国許可申請書を提出して行う。

★出入国管理及び難民認定法 第26条

**外国人留学生** 出入国管理及び難民認定法の在留資格の「留学」に該当する外国人学生をいい、在留期限のない永住者は外国籍であっても留学生とはいわず、「留学生以外の外国人」として区別しているのが一般的である。

大学や専修学校の専門課程、高等専門学校あるいは外国で12年の学校教育を修了して日本の大学に入学するための教育機関で教育を受ける外国人を「留学生」というのに対し、高校や専修学校の高等課程（又は一般課程）あるいは各種学校などで教育を受ける外国人を「就学生」という。

外国人留学生には日本の国費により学習、研究を行う国費外国人留学生と派遣国政府が費用を負担する政府派遣外国人留学生及び私費外国人留学生とがあるが、短期大学の学生を対象とした国費外国人留学生制度はない。

★出入国管理及び難民認定法 第2条の2, 第6条, 第7条の2, 別表第1の4の表

★出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行に伴う留学生、就学生及び外国人教師等の受入れについて（平2. 6. 29文学留第168号通知）

★国費外国人留学生制度実施要項（昭29. 3. 31文部大臣裁定）

**外国人留学生の在留期間** 在留資格「留学」の在留期間は2年又は1年となっているので、



学業を継続するためには在留期間の更新が必要である。更新は地方入国管理局に学業を継続していることを示す書類と共に「在留期間更新許可申請書」を提出し、許可を受けなければならない。

**外国人留学生の資格外活動** 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格の「留学」に該当する活動以外の活動をいう。

在留資格「留学」に該当するものとしては大学等の高等教育機関で教育を受けようとする外国人で、生活費用の支弁能力等について一定の要件を満たすもの。一定の授業時間数を満たす聴講生及び研究生として教育を受けようとする者並びに日本語能力等の要件を満たして専修学校の専門課程において教育を受けようとする者も含まれる、となっている。

したがって、留学生は就労が認められないので、アルバイトを希望する時は事前に資格外活動の許可を受ける必要がある。

なお、在留期間の更新の申請等の際に、併せて資格外活動の申請をすれば、一律かつ包括的に、一定範囲の資格外活動が許可されることになっている。一定範囲内とは、正規の学生であれば、1日4時間以内のアルバイトで、風俗営業又は風俗関連営業が営まれている営業所以外の場所において行われるものをいう。

★出入国管理及び難民認定法 第2条の2

★出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行に伴う留学生、就学生及び外国人教師

等の受入れについて（平2. 6. 29文学留第168号通知）

**外国人留学生の受験** 外国人留学生が受験のために入国するときは、出入国管理及び難民認定法に定める「短期滞在」の在留資格で上陸し、受験することになる。

★出入国管理及び難民認定法 第2条の2, 第6条

**外国人留学生の入学** 本人が外国にいる場合は日本に入国することから始めなければならない。

外国人留学生として上陸するには本人が自国の在外日本公館に留学のために渡航する査証（ビザ）の発給を申請するが、入国審査に相当時間がかかるため、一般には在日の身元保証人が大学所在地の地方入国管理局に在留資格認定証明書の交付を申請する。保証人がこの証明書を留学生に送付し、本人がこの証明書と旅券を在外日本公館に提示すれば比較的短時間で査証の発給が受けられる。

なお、在留資格認定証明書の交付申請には入学許可書の写しが必要となる。

本人が「留学」以外の在留資格で滞日中の場合は、在留資格の変更が必要である。在留資格の変更は、地方入国管理局へ変更理由を証する書類を添えて在留資格変更許可申請書を提出することになる。

★出入国管理及び難民認定法 第2条の2, 第6条, 第7条の2, 別表第1の4の表

外国人留学生の入学資格 入学資格は、「外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したもの」となっている。ここで文部大臣の指定したものは、

- ① 日本の大学入学資格検定に相当する外国の検定に合格した者。
  - ② 高校に対応する学校の課程修了までに12年を要しない国で高校に相当する学校を卒業した者が文部科学大臣が指定した教育施設で日本の大学に入学するための準備教育課程を修了した者。
  - ③ 中国帰国者定着促進センター及び中国帰国者自立研修センターにおける研修を修了した者。
  - ④ 中国帰国者自立研修センターにおける日本の大学に入学するのに必要な教科に係る教育をもって編成される課程を修了した者。
- で、いずれも18歳に達した者をいう。

なお、入学資格はそれぞれの証明書で確認することとなるが、出入国管理及び難民認定法の規定により難民の認定を受けた者や定住許可を受けた難民については卒業証明書等を取り寄せることが不可能であったり、著しく困難な場合は、反対の証拠がない限り本人の申請をもって当該証明書に代えることができる。

①に係る検定として大韓民国の高等学校卒業学力考試が例示されている。

②の教育施設は次の19校である。

- ・ 東京外国語大学留学生日本語教育センター
- ・ 大阪外国語大学留学生日本語教育センター

- ・ 京都コンピュータ学院鴨川校京都日本語研修センター
- ・ 日本学生支援機構東京日本語教育センター
- ・ 日本学生支援機構大阪日本語教育センター
- ・ 学校法人三井学園武蔵浦和日本語学院
- ・ 財団法人言語文化研究所附属東京日本語学校
- ・ 淑徳日本語学校
- ・ 新宿日本語学校
- ・ ジェット日本語学校
- ・ 拓殖大学日本語学校
- ・ 東京国際大学付属日本語学校
- ・ 山野日本語学校
- ・ 国際ことば学院
- ・ 静岡日本語教育センター
- ・ 英数学館岡山校日本語科
- ・ 九州英数学館国際言語学院
- ・ 帝京マレーシア日本語学院
- ・ 財団法人アジア学生文化協会

★学校教育法施行規則 第69条第1項第1号

★外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を定める件（昭56. 10. 3 文部省告示第153号）

★外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者の指定並びに大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定の一部の改正等について（昭56. 10. 3 文大大第213号文部省大学局長通知）

★難民認定の大学及び大学院入学資格の確認について（昭57. 2. 12 学大第34号文部省大学局長通知）

**外国人留学生の入学辞退** 入学許可書を発行後に外国人留学生が入学辞退した場合は、入学許可書が不正に使用される恐れがあるため、大学が所在する地域を管轄する入国管理局にその旨届け出をすることが望ましい。

**外国人留学生の入国基準** 外国人留学生として日本に上陸し、在留するには、大学等の高等教育機関で教育を受けようとする外国人で、生活費用の支弁能力等についての一定の要件を満たすもの（一定の授業時間数を満たす聴講生及び研究生として教育を受けようとする者並びに日本語能力等の要件を満たして専修学校の専門課程において教育を受けようとする者も含まれる。）という基準がある。

この基準にはさらに6つの審査基準が次のように設けられている。

- ① 申請人が本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校に入学して教育を受けること。（専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。）
- ② 申請人がその本邦に在留する期間中の生活に要する費用（以下「生活費用」という。）を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること。ただし、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、この限りでない。
- ③ 申請人が専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生として教育を受ける場

合は、当該教育を受ける教育機関が行う入学選考に基づいて入学の許可を受け、かつ、当該教育機関において1週間につき10時間以上聴講すること。

- ④ （専修学校にかかわる内容のため省略）
- ⑤ （専修学校にかかわる内容のため省略）
- ⑥ 申請人が外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関において教育を受けようとする場合は、当該機関が、法務大臣が告示をもって定めるものであること。

短期大学に入学する場合は、この①と②の基準を満たすことが必要である。③の項にあるように聴講生としても入国が認められることになっているが、短期大学の場合はその履修科目と申請人が得ようとする専門知識とが余程合致しない限り、許可は難しいと思われる。

★出入国管理及び難民認定法 第7条第1項第2号、別表第1の4の表

★出入国管理及び難民認定法 第7条第1項第2号の基準を定める省令

**外国における学校教育12年の課程** 日本の小学校入学から高等学校卒業までの12年に相当する外国における学校教育をいう。外国の教育制度は国により様々なので、入学資格確認に際しては文部科学省留学生課あるいは在日大使館等に問い合わせることが望ましい。

各国の初等、中等教育制度は次のとおり。

アメリカ：州によって異なる。  
 6-3-3制が多い。  
 他に4-4-4制, 5-3-4制,  
 8-4制, 6-6制もある。

イギリス（イングランド, ウェールズ）：  
 私立学校の場合は6-6制  
 公立学校の場合は6-7制が中心

インド：5-3-2-2制

インドネシア：6-3-3制

韓国：6-3-3制

シンガポール：6-4-2制

タイ：6-3-3制

台湾：6-3-3制（高級中学,  
 高級職業学校）  
 6-3-5制（専科学校3年修了), ただし,  
 中華学校は6-3-3制（高級中学）

中国：5-3-2制（高級中学）  
 から6-3-3制（高級中学）に移行中。  
 ただし, 文化大革命前は6-3-3制

フィリピン：6-4制

香港：6-5制

マレーシア：6-3-2-2制

★学校教育法施行規則 第69条第1号

★外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を定める件（昭56. 10. 3  
 文部省告示第153号）

〔参考文献〕

- ・『留学生担当者の手引』（JAFSA）凡人社
- ・『新しい世界の学校教育』（海外教育事情研究会）第一法規

介護福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法に

基づき付与される厚生労働省管轄の資格。

介護福祉士の名称を用いて, 専門的知識及び技術をもって, 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴, 排せつ, 食事その他の介護を行い, 並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。

★社会福祉士及び介護福祉士法 第2条第2項

★社会福祉士介護福祉士学校職業訓練校等養成施設指定規則

改組転換 短期大学を既に設置している者が, その短期大学若しくは学科, 専攻課程を廃止し, その教員組織, 施設・設備等を基に, その収容定員の範囲内において, 他の短期大学若しくは学科, 専攻, 又は同種の大学の学部, 学科等を新設することを改組転換という。従来, 改組転換については, 大学設置に係る原則抑制方針の例外として認められていたが, 平成14年11月の学校教育法の改正を機に, 原則抑制の方針自体が撤廃されたため, 提出書類等の若干の弾力的な措置が図られている以外は, 事実上, その意義は失われた。

ガイダンス (Guidance) 案内, 指導という意から日本では, ある目的を達成するために行われる教育指導をいう。履修指導, 生活指導, 就職指導等に使用されることが多い。

カウンセリング (Counseling) 助言, 指導の意から日本では, 個人が持つ問題や悩み事を

解決するため相談に応じ、専門的な方法により指導、助言をすることをいう。

**学位** 研究業績が学術文化上の価値を認められたときに与えられる称号で、学士、修士、博士の3種類があり、原則として学士の学位は大学を卒業した者に、修士の学位は大学院の修士課程を修了した者に、博士の学位は大学院の博士課程を修了した者にそれぞれの課程を置く大学が授与することになっている。この他に、大学評価・学位授与機構もそれぞれの学位授与を行うことができる。

なお、短期大学はこの場合の大学には含まれない。

学位の授与に際しては、適切な専攻分野の名称を付記することになっている。大学設置基準による専攻分野の名称の規定は「学士」が称号から学位になった時点で廃止されたが、大学評価・学位授与機構には、26種類の名称が規定されている。

★学校教育法 第68条

★学位規則

★学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程第8条（平4. 1. 14規程第5号）

**学位授与機構** ⇨ 大学評価・学位授与機構

**学芸員** 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業について専門的事項を扱う専門職で、博物館法により資格認定が行われる。学芸員にな

れる資格者は、学士の学位を有する者や短期大学又は大学に2年以上在学し、博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上修得した者で、3年以上学芸員補の職にあったもの等がある。

★博物館法

★博物館法施行規則

**学士** 学位規則に基づき大学（短期大学は除く）卒業者等に与えられる学位で、平成3年7月1日からそれまで称号であったものが学位に位置付けられた。

学士の学位授与に当たっては、専攻分野の名称を付記することになっているが、専攻分野の名称の規定は、「学士」が称号から学位になった時点で廃止された。なお、大学評価・学位授与機構では、26種類の名称を規定している。

★学位規則

★学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程第8条（平4. 1. 14規程第5号）

**学習の評価** ⇨ 成績評価

**各種学校** 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園及び専修学校並びに大学校など、他の法律に特別の規定があるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うものをいう。

各種学校以外のものは、各種学校の名称を

用いることはできない。

★学校教育法 第83条, 第83条の2

**学生定員** 学生定員とは、短期大学設置基準に従い、教育組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して、監督庁が認めた短期大学の受け入れることのできる全学生数をいい、収容定員ともいう。

学生定員は、学科ごとに、また、学科に専攻を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに学則に定めることになっている。さらに昼夜開講制を実施する時は、これに係る学生定員を明示することになっている。

★短期大学設置基準 第4条

**学生便覧** 学生が学園生活をする上で必要な事項を簡明にまとめた冊子。内容、名称共に様々な冊子が大学で作られている。

**学籍** その学校の児童、生徒あるいは学生であることを示すために当該学校に氏名等を登録・記載し、名を連ねること。学籍は入学によって生じ、身分等各種証明の原本となる。なお、これらを記載した書類や在学資格をいうこともある。

**学籍異動** 学籍を設定した後に生ずる学籍簿記載事項の追加、変更をいうが、一般的には休学、復学、退学（除籍を含む）、死亡、卒業をいう。

**学籍記載事項** 学長は在学する学生の指導要

録（学籍及び学習並びに健康の状況を記載した書類）を作成し、保存することになっている。様式は規定されていないが、一般には次のような事項を記載している。

- ① 氏名、生年月日、性別
- ② 学科、専攻、学籍番号
- ③ 入学、休学、復学、退学、転科、卒業等の年月日
- ④ 取得資格
- ⑤ 本籍地（都道府県）、現住所
- ⑥ 入学資格事項（出身高等学校名、高校卒業期日又は大学入学資格取得日等）

なお、これらの記録も短期大学ごとに一元化されているわけではなく、事務組織の状況によって成績関係と健康状況、成績以外の個人記録関係等々、分散記録している学校も多い。

★学校教育施行規則 第12条の3, 第15条第2項

**学籍簿** 学籍を記載した書類を綴ったもの。入学、卒業等の学籍に関する記録の保存期間は20年間、その他の記録は5年間保存しなければならないことになっている。

★学校教育法施行規則 第15条第2項

**学則** 学校の組織や教育課程、管理についての事項を定めた規則で、少なくとも次の9項目について規定しなければならないことになっている。

- ① 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日
- ② 学科及び課程の組織に関する事項

- ③ 教育課程及び授業日時数に関する事項
- ④ 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
- ⑤ 収容定員及び職員組織に関する事項
- ⑥ 入学, 退学, 転学, 休学及び卒業に関する事項
- ⑦ 授業料, 入学料その他の費用徴収に関する事項
- ⑧ 賞罰に関する事項
- ⑨ 寄宿舍に関する事項

★学校教育法施行規則 第4条

**学則の変更** 学則記載事項を変更する場合は、変更内容により認可の申請又は届出を文部科学大臣に対してしなければならない。学則変更のうち認可申請に該当する変更事項及び認可申請期限は、次のようになっている。

- ・ 収容定員の総数の増加に係る変更：変更年度の前年度の4月30日、7月31日又は9月30日まで。
- ・ 学科の設置に係る変更（既設の学科の分野変更を伴うもの）：変更年度の前年度の6月30日又は9月30日。
- ・ 通信教育の開設に係る変更：変更年度の前年度の12月31日。

なお、ここでは文部科学省への変更認可について記述しており、厚生労働省など他省庁管轄は当該関係法規に従うこと。

★学校教育法 第4条

★学校教育法施行令 第23条

★学校教育法施行規則 第2条, 第4条の2第2項,

第7条の3, 第7条の4, 第7条の9

★大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則  
第1条, 第2条, 第6条第4項, 第8条附則3（平3.12.17文部省令第46号）

★大学の設置等の認可申請に係る書式の様式及び提出部数（平15.3.31文部省告示第54号）

**学長** 学長について定めた法令上の規定としては、学校教育法第58条第4項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」とある。また、短期大学設置基準第22条の2に「学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有する者と認められる者とする」とある。学長の資格については、従来「大学設置審査基準要項細則」に示されていたが、同細則が廃止されたのに伴い、上記のように短期大学設置基準中に規定されることになった。従来細則には「学長は大学における教育、研究の経験者であることが望ましい」との文言があるように、学長は大学人が望まれていたが、短期大学設置基準の条文は、大学人のみならず企業人が学長となることを念頭に置いたものといえる。

★学校教育法 第58条第3項

★短期大学設置基準 第22条の2

**学年** 学年は、学校における1年間の修学期間をいい、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る、と規定され、学則記載事項として位置付けられている。

また、修学期間を単位として、第1学年、第

2学年のように年次進行を表す用語としても使われる。

★学校教育法施行規則 第4条, 第44条, 第72条

**学年制** 学年毎に修学水準を決め, 到達した者を進級させたり, 在学期間や年齢を基準として進級させる修学制度で, 当該学年でこれらの基準を満たさない場合は, 当該学年に留め置き, 上級学年への進級を認めない制度をいう。学年制に対して単位制がある。

**学年末試験** ⇔ 定期試験

**学費** 一般には入学金を含めて授業料など修学のために学校に納入する費用をいう。修学に必要な授業料, 入学料その他の費用徴収に関する事項は, 学則に記載することになっている。

★学校教育法 第6条

★学校教育法施行規則 第4条

**学部** 学部は4年制大学の基本組織であり, 学部を置くことが常例とされている。これに対して, 短期大学には置かないものとされている。

学部は, 専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであって, 教育研究上適当な規模内容を有し, 学科目又は講座の種類及び数, 教員数その他が学部として適当な組織をもつものと定義されている。

学部の種類については規定上の例示があったが, 学部教育の多様な展開を図るため,

平成3年6月の大学設置基準の改正でこの例示は, 廃止された。

なお, 平成14年11月の学校教育法改正により, 既設の学部の分野の変更を伴わない新たな学部の設置及び学部の廃止は「届出事項」に, 分野の変更を伴う学部の設置は「認可事項」に改められた。

★学校教育法 第53条

★大学設置基準 第3条

★大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則  
(平3. 12. 17文部省令第46号)

**学科** 学科は, 短期大学では基本組織として, 4年制大学では学部の下に置かれる組織として位置付けられている。

短期大学の学科は, 教育研究上の必要に応じ組織されるものであって, 教員組織, 施設, 設備その他が学科として適当な規模をもつものと定義されている。これに対し, 4年制大学の学科は, それぞれの専攻分野を教育研究するのに必要な組織を備えたものと定義している。

なお, 平成14年11月の学校教育法改正により, 既設の学科の分野の変更を伴わない新たな学科の設置及び学科の廃止は「届出事項」に, 分野の変更を伴う学科の設置は「認可事項」に改められた。

★学校教育法 第69条の2

★短期大学設置基準 第3条

★大学設置基準 第4条

★大学の設置等の認可の申請手続等に関する規則  
第1条, 第2条(平3. 12. 17文部省令第46号)



**学期** 授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うことになっており、これを基準に1年間を2つ又は3つに区分し、前期・後期、又は1学期、2学期、3学期としているのが一般的である。授業期間もこの学期の区分に従い、設定している。

なお、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができることになっている。

★学校教育法施行規則 第72条

★短期大学設置基準 第9条

**学期末試験** ⇨ 定期試験

**学校備付表簿** 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりである。

- ① 学校に関係のある法令
- ② 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- ③ 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- ④ 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- ⑤ 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- ⑥ 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書、機械器具、標本、模型等の教具の目録
- ⑦ 往復文書処理簿

このうち、②に係る学校歯科医及び学校薬剤師は、大学に置かなくてもよいことになっている。

また、④に係る健康診断に関する表簿としては、健康診断票及び歯の検査票があるが、大学は、胸囲及び座高、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無、視力、色覚及び聴力、歯及び口腔の疾病及び異常の有無、尿、寄生虫卵の有無を検査項目から除くこともできることになっている。

なお、④の指導要録は、在学又は卒業した者の学習及び健康の状況を記した書類の原本をいい、大学では、学籍簿、成績原簿、単位修得簿等の名称で備え付けているところが多い。また、大学は出席簿の作成義務を免除されている。

★学校教育法施行令 第31条

★学校教育法施行規則 第12条の3、第12条の4、第15条

★学校保健法施行規則 第4条、第6条

**学校の種類** 学校教育法に基づく学校には、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園があり、この他の教育施設として専修学校及び各種学校がある。

大学はその目的に応じて大学の他に、短期大学や大学院大学という形態をとる。

小学校、中学校及び高等学校には、心身に障害のある児童、生徒のために特殊学級を置くことができる。

盲学校、聾学校及び養護学校には幼稚部、小学部、中学部及び高等部がある。

★学校教育法 第1条、第68条、第69条の2、第72

条, 第82条の2, 第82条の3, 第82条の4, 第83条

学校表簿 ⇨ 学校備付表簿

**学校法人** 学校法人とは, 私立学校の設立を目的として, 私立学校法により設立される法人をいう。学校を設置できるのは, 国, 地方公共団体及び学校法人だけとされてきたが, 地域限定で規制を緩和する「構造改革特別区域法」により, 株式会社の運営する大学, 大学院が認可を受け, 平成17年度から学生受入れを開始した。

★私立学校法 第3条

★学校教育法 第2条

**課程** 専門毎にまとまった教育内容のかたまり(コース)をいい, 教職課程や教育課程というような使われ方をする。大学は学科の代わりに課程を置くことができるのに対し, 短期大学の学科には専攻課程を置くことができることになっている。

★大学設置基準 第5条

★短期大学設置基準 第3条第2項

**株式会社立大学** 学校教育法第2条において, 学校の設置主体としては, 国, 地方公共団体及び学校法人に限定されているが, 構造改革特別区域においては, 地方公共団体が, 教育上又は研究上「特別なニーズ」があると認める場合には, 株式会社に学校の設置を認めることとなった。

その際, 学校の公共性, 継続性・安定性を

確保するため, 必要な要件を株式会社に課すとともに, 情報公開, 評価の実施, セーフティネットの構築など必要なシステムを整備することとされている。

科目区分 ⇨ 授業科目区分

**科目等履修生** 当該短期大学の学生以外の者で1つ又は複数の授業科目を履修する者のことをいう。

平成3年6月の短期大学設置基準の改正で新たに設けられた用語で, 従来は, この定義に該当するものとして, 聴講生があった。

聴講生は, 教育職員免許状取得に係る聴講生課程の認定を受けている大学においてのみ単位の修得ができ, その修得単位は, 公的には教育職員免許状の授与申請にしか利用できなかった。

しかし, 社会人等に対してパートタイムによる学習の機会を拡充し, その学習の成果に適切な評価を与えるため科目等履修生という身分を設け, 単位認定の道を開いたものである。

聴講生の名称のままでも短期大学が定めるところにより, 単位を与えることができるとの文部科学省見解があるが, 短期大学設置基準に科目等履修生と規定したことから, この名称を使用するように文部科学省は指導している。

この規定の制定により従来の「教育職員免許状取得に係る聴講生課程」は自動的に消滅することになった。

科目等履修生として修得した単位は、短期大学入学後、短期大学が有益と認めたときは既修得単位として30単位（3年制の短期大学の場合は46単位）を超えない範囲で当該短期大学で修得したものとして認定できるようになった。

★短期大学設置基準 第16条, 第17条

**科目登録制** 平成3年2月8日付けで大学審議会は、「短期大学教育の改善について」と題して、文部科学大臣に答申した中で学習機会の多様化に対応する履修制度として、科目登録制という用語が使われ、特定の授業科目の単位修得を目的とする学生を受け入れる制度と定義し、同時に、コース登録制という概念も打ち出した。この2つの制度を合わせて、平成3年6月の短期大学設置基準改正で新たに科目等履修生の制度が制定された。

★短期大学設置基準 第17条

**カリキュラム** ⇨ 教育課程

**監督庁** 事業を行う団体に対して、その事業について監督権をもつ行政官庁をいう。

私立短期大学の監督庁は、文部科学省となっている。

★学校教育法 第3条, 第4条

**カンニング** ⇨ 不正行為

**管理栄養士** 栄養士法に基づき、厚生労働省の管理栄養士の免許を受け、次のような業務に

従事する者をいう。（平成14年4月1日の栄養士法の改正で登録制から免許制になった。）

- 1) 傷病者に対する療養のための必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度な専門知識および技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導。
- 2) 特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理
- 3) これらの施設に対する栄養改善上必要な指導等。

管理栄養士になるには管理栄養士国家試験に合格しなければならないが、この受験資格は、2年制の養成施設で栄養士の免許を受けた者で、厚生労働省令で定める施設において3年以上（3年制の場合は2年以上、4年制の場合は1年以上）栄養の指導に従事した者、並びに4年制の管理栄養士養成施設を卒業した者となっている。

なお、健康増進法においては、「特定多数人に対して、通例として、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設であって栄養改善上特別の栄養管理が必要なものとして都道府県知事が指定するもの」について管理栄養士の設置が義務付けられているほか、「特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設に対する栄養改善上必要な指導等」についても、都道府県等が管理栄養士等を置いて行わせることとされている。

★栄養士法

★健康増進法

## キ

**期間を付して増加した入学定員** 18才人口の急増・急減期の調節を図るために採られた政策である。本来、平成11年度で解消すべきものであるが、様々な影響に対する考慮の結果、平成16年度までの5年間で段階的に解消していく一方で、平成11度の規模の5割程度の恒常的定員化を認めることとなった。

**帰国子女** 一般的に、保護者の海外赴任に伴って外国に行き、現地の学校で学び、帰国した児童、生徒、学生をいう。

なお「帰国生」と表現する短期大学もある。

**帰国子女入試** 帰国する、あるいは帰国した者だけを対象とした特別な入学試験。外国での就学は、日本国内とは異なった教育環境に置かれるため、学力検査を主体とした入学試験選抜では、国内の教育を受けた受験生と比べると著しく不利な立場に置かれることになる。外国での生活を経験した者は学力だけでは測れない様々な能力を有することが推定されるため、これらの者を対象とした選抜が行われている。

出願条件は、両親の同伴の有無、外国での就学期間や学校種別、帰国後の就学期間などそれぞれの短期大学で独自の基準を設けている。

なお、「帰国生入試」と表現する短期大学もある。

**既修得単位の認定** 既修得単位とは、新たに短期大学の第1年次に入学した学生が当該短期大学に入学する前に、短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）をいう。この認定の取扱いについては、短期大学設置基準において定められている。教育上有益と認めるときは、これら入学前の既修得単位等については、当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとしてみなし、当該短期大学以外の単位について、修業年限が2年の短期大学にあっては30単位、修業年限が3年の短期大学にあっては46単位（夜間学科等で卒業要件単位が62単位以上の短期大学は30単位）を限度として認定することができる。

なお、転学の場合や、所属する短期大学での既修得単位の認定単位数の限度は定められていない。

この既修得単位の認定を行おうとする場合は、あらかじめ学則に当該単位認定ができる旨、及び認定できる単位数の限度等について規定しておかなければならない。また、この措置に伴い必要と考えられる認定手続等について、学内規程を整備しておくことが必要である。これを実際に行うに当たっては、ガイダンスの際に当該学生にこの制度を周知させることが望ましい。なお、この制度は、認定ができるということであって、認定しな

ければならないということではないので、教育上有益であるかどうかについて十分配慮しなければならない。

★短期大学設置基準 第16条(平11. 3. 31改正)

**寄宿舍** 短期大学は、高等教育機関として広く国民に開放されている。このため遠隔地からの入学者などに対して就学の便を図るために、寄宿舍は短期大学設置基準に、なるべく備える施設として規定されている。

★短期大学設置基準 第28条第5項

**技術職員** 技術職員とは、危険物取扱者、電気主任技術者、ボイラー技士など、技術をもって職務を遂行する職員をいう。学校教育法に、置くことができるものとして、副学長、講師、その他必要な職員とともに、技術職員が規定されている。したがって、職員は職務上、置かなければならない事務職員と、置くことができる技術職員及びその他必要な職員の3種類に区分することができる。

★学校教育法 第58条第2項

**技能審査の合格に係る学修** 技能審査の認定に関する規則により、文部科学大臣が認定した技能審査に係る学修は、短期大学において短期大学に相当する水準を有すると認められた場合、当該短期大学における授業科目の履修とみなして原則として30単位(3年制短期大学は46単位)までの認定が認められている。

文部科学大臣が行う技能審査の認定は、有効期間があり、一般的には申請により更新さ

れているが、これを適用する場合には、この期限に注意する必要がある。

認定された技能審査は「文部科学省認定」の表示をすることになっている。

★短期大学設置基準 第15条(平11. 3. 31改正)

★短期大学設置基準第15条第1項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件(平3. 6. 5文部省告示第69号, 平11. 3. 31改正)

★技能審査の認定に関する規則

**寄附行為** 私立学校法における「寄附行為」という文言は、民法の規定による財団法人の場合と同様に、寄附行為という法人設立の行為自体(中心は財産の無償の出損)とそれが書面に記載された寄附行為書(法人の基本法)との2つの意義を有している。私立学校を設置しようとする者は、学校法人を設立しなければならない。学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもって必要な事項を定め、文部科学省令で定める手続きに従って、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

★私立学校法 第30条

**寄付講座** 大学・短期大学以外の法人又は私人の寄付金によって、人件費、研究・教育運営費、管理費等の経費をまかなわれる講座のことをいう。

**客員教授** 従来、客員教授の名称は、国立大学又は国立短期大学に勤務する外国人教員の

一部に対して付与することができるとしていたが、昭和51年の改正により、常時勤務の教員以外の職員で当該大学若しくは短期大学の教授若しくは研究に従事する者に対し、外国人以外の者でも広く付与できるようになった。

各私立大学等においても、同様の趣旨で、特に、客分待遇で迎えられた兼任教員に対し、客員教授の称号を付与している例もある。

**休学** 休学とは、学生が在籍したままで病気その他の理由により許可を得て、一定期間授業を受けない状態をいい、休学の可否、期間等については、教授会の議を経て、学長が定めるものとされている。

休学は修学できない状態がある程度長期にわたることが予想される場合の措置であり、単なる欠席と異なり、通常その期間中は授業料が免除され、また、その期間は最長在学年限に含まれないものとしている。したがって、あまり短い期間について休学の措置を取る必要はなく、2～3か月以上修学が不可能な場合に休学とすることができるものとしている短期大学が多い。

★学校教育法施行規則 第67条

**休学期間** 休学期間は、一般的に休学の事由が消滅するまでの期間とし、教授会の議を経て学長が定めることとされているが、引き続いて休学できる期間として1年、特別の事由がある場合に、引き続き更に、1年程度の延長を認めることができるとしている例が多い。ま

た、通算して休学できる期間については、修業年限と同年数程度としているようである。

**休学中の授業料** 休学中は大学の利用関係を休止することから、休学期間中の授業料は通常免除されることになる。一般的には、休学を認められた月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除することとなるが、学期の途中から復学することが困難な場合もあるので、その場合は、休学期間の終期を学期の終わりに合わせておくとよい。

なお、短期大学によっては休学期間中の授業料に代って在籍料という形で学費の一部を徴収する場合もある。

**休業日** 小学校における休業日は、学校教育法施行規則第47条、第48条に定められているが、短期大学においては準用規定がない。一方、短期大学設置基準では「1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする」と定めており、各短期大学はこれらを考慮して、学則に休業日を定めている。一般的には、

- ① 日曜日（日曜日及び土曜日）
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 開学記念日
- ④ 春期休業日
- ⑤ 夏期休業日
- ⑥ 冬期休業日

とし、必要がある場合、学長は休業日を臨時に変更したり、臨時に休業日を定めることができるとしている。

なお、設置基準に定められている1年間の授業期間から、年間の授業日数の規定が平成3年6月の改正によりはずされたことから、学校週5日制が可能となった。

★学校教育法施行規則 第4条, 第47条, 第48条

★短期大学設置基準 第8条

**休講** 特定の曜日・時限の授業が、①学校行事等による授業割愛、又は②授業担当者の止むを得ない都合（公務の会議・学会出席・研究・病気等）により行われなことをいう。なお、学校行事による授業の割愛は、教授会の承認を必要とするものである。

**教育課程（Curriculum）** 教育課程（カリキュラム）とは、教育目的を達成するために選ばれた教育内容を、どのような順序で、どこまで教育するかを系列化したものといえる。すなわち、授業科目とその教育内容、単位数、学修の時期等の総称であり、これを特に教科カリキュラムともいう。これに対し、カリキュラムを、教科外活動を含む大学生活におけるすべての経験（これを経験カリキュラムという）と広く解釈することもできる。

**教育課程の編成** 短期大学設置基準では教育課程の編成方針として、①学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、②幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない、としている。したがって、授業科目の区分あ

るいは編成はこの趣旨に添い、各短期大学の創意工夫に任されている。授業科目は必修科目と選択科目に区分し、各年次に担当して教育課程を編成するものと規定されている。

★短期大学設置基準 第5条, 第6条

**教育訓練給付制度** 雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった者が、厚生労働大臣の指定する職業に関する教育訓練を受講・修了し、給付条件を満たした場合、教育訓練給付金が支給される制度。支給額は、入学金及び受講料のうち、本人が支払った額の2～4割に相当する額（限度額20万円）。なお、この額が8,000円以下の場合には支給されない。

給付条件は、①受講を開始した日において被保険者であった期間が通算して3年以上であること、②過去に教育訓練給付金を受けたことがある場合には、支給に係わる教育訓練を開始した日から3年以上経過していることとなっている。

なお、受講開始日より支給限度額等が異なるので、厚生労働省ホームページ等で確認が必要である。

★雇用保険法 第60条の2

★雇用保険法施行規則 第101条の2の3～10

**教育職員免許状** 教育職員免許法と同法施行令及び施行規則により授与される免許状をいい、教育職員（学校教育法に定める小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、盲学校、聾

学校、養護学校及び幼稚園の教員）はこの免許状を有しなければならないと定められている。免許状は、学校の種類、教科等の別により、普通免許状、臨時免許状、特別免許状に大別され、また、専修免許状（修士の学位を有する者）、1種免許状（学士の学位を有する者）、2種免許状（短期大学卒業の準学士の称号を有する者）の3段階制となっている。

わが国の教育職員免許制度では、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定を受けた大学又は短期大学において定められた科目を履修し、所定の単位を修得することによって教育職員免許状が授与される、いわゆる「開放的免許制」をとっている。昭和53年以降、教員養成を主たる目的とする学科や特別な学科を除き、学科等の目的、性格及び教育課程にもっともふさわしいと認められる1種類の教科の免許状しか認定されないが、それ以前に2教科の課程認定を受けていた大学等では、現在も2教科の免許状の授与資格が認められている。

★学校教育法 第1条

★教育職員免許法

★教育職員免許法施行令

★教育職員免許法施行規則

★教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請要領

★大学において教員養成の課程を置く場合の審査基準（昭53. 2. 20教育職員養成審議会決定）

**教育の方針** 教育の方針とは、教育の目的を実現すべき教育制度等の原則・指針にあたるもので、教育基本法に、教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない、と規定されている。

★教育基本法 第2条

**教育の目的** 教育の目的とは、社会の教育要求を形象化したもので、教育基本法に、教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない、と規定している。

★教育基本法 前文、第1条

**教育評価** ⇔ 成績評価

**教員** 学校教育法に、大学には学長、教授、助教授、助手及び事務職員を置かなければならないとあり、また、この他、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができるのである。短期大学の教員は、①置かなければならない教員と、②置くことができる教員とに分けられる。前者の教員として、教授、助教授、助手があり、後者の教員として、講師がある。したがって、講師は必ずしも置かなくてもよいことになるが、実際に



はどこの短期大学でも置かれている。

★学校教育法 第58条

**教員審査** 高等教育のユニバーサル化に伴い、近年の教員審査は、研究能力よりも教育能力が重視されている。教員の資格審査のための資料のひとつである「教育研究業績書」においても、平成11年から、図書、学術論文等の研究業績に加えて「教育上の業績」の欄が設けられた。平成13年からは、より詳細な記入が求められ、「教育方法の実践」「作成した教科書、教材」「当該教員の教育上の能力に関する大学の評価」等の欄が設けられている。

**教員組織** 主要授業科目は、原則として専任の教授、助教授が担当し、その他の科目もなるべく専任の教授、助教授、講師が担当するものとし、演習、実験、実習、実技科目には、なるべく助手に補助させるもの、と短期大学設置基準で定めている。また、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができるとしている。必要専任教員数については、学科ごとによる専任教員数と、短期大学全体の入学定員による専任教員数の合計数となっている。

★短期大学設置基準 第20条～第22条

**教員の勤務** 私立学校に勤務する教員は、それぞれの学校法人の定めた就業規則に従って勤務することになる。専任教員の中には、短期大学設置基準にも置くことができると明

記されているように、役職についたり、附属施設に勤務したりする授業を担当しない教員もあるが、大部分の教員は学生の教育・指導や研究に従事している。

講師以上の専任教員に対しては、1週間の担当時間数と出勤日数をそれぞれの短期大学において独自に規定している例が多い。教員の職務は、この他にもクラス担任等学生指導の任務があり、教務面の履修指導、厚生面の生活指導、就職面の進路指導、課外活動団体の指導等、非常に多岐にわたっており、また、教授会の出席や各種会議への出席も重要な任務である。多くの短期大学では、全専任教員が何らかの教授会傘下の各種委員会に所属し、大学運営の一分野を担当しているのが実情である。

兼任教員に対しては、特にその勤務を規定した法規はないが、それぞれの短期大学において担当時間数、勤務日数の上限を定める等の規程を設けているところが多い。

★短期大学設置基準 第21条

**教員の研究** 学校教育法に示されているように、教員は職務として教育と合わせて研究に従事しなければならない。これらの研究活動については、各短期大学において独自の研究制度を定め、いろいろな名称で予算措置を講じている。教員の研究に対しては、国の補助金の対象にもなっており、また、他の団体からもいろいろな研究助成策がとられている。

★学校教育法 第58条

**教員の研修** 国内外の研究機関等へ一定の期間、勤務先の短期大学を離れての研究も行われている。その形式も、短期大学（理事長、学長）の命令によるもの、本人の申請によるものがあり、期間も1年又はそれ以上から、6か月、3か月、1か月等いろいろあり、経費等も受け入れ側によって異なっている。特に、長期間の学外研修については、その間の授業体制、研修後の勤務の義務制等を明確にするため、学外研修についての規程を定めておくことが望まれる。

**教員の任期制** 大学審議会における「大学教員の任期制について」の答申により、法的整備がなされた。この答申のねらいは、大学における教育研究の活性化と教員の流動性を高めることにある。

★大学の教員等の任期に関する法律（平9. 6. 13 法律第82号）

★大学の教員等の任期に関する法律等の施行について（平9. 8. 22 文部事務次官通達）

★大学の教員等の任期に関する法律第3条第1項等の規程に基づく任期に関する規則に記載すべき事項及び同規則の公表に関する省令（平9. 8. 22 文部省令第33号）

★大学の教員等の任期に関する法律第6条の規程に基づく大学共同利用機関等の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者の任期に関する規則を定める手続及び任期を定める手続に関する省令（平9. 8. 22 文部省令第34号）

★大学の教員等の任期に関する法律の施行期日を定める政令（平9. 8. 22 政令第261号）

**教授** 学校教育法に定める教授の職務は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する、とされ、資格は、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者で、①博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者②研究上の業績が①の者に準ずると認められる者、③学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者、④芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際的な技術の修得を主とする分野にあっては実際的な技術に秀でてしていると認められる者、⑤大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において、教授、助教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者、⑥研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者、⑦特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者、のいずれかに該当する者と定められている。

一方、出入国管理及び難民認定法施行規則に定める外国人の在留資格の1つに「教授」というのがあるが、これは、本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動をいう。

★学校教育法 第58条

★短期大学設置基準 第23条

★出入国管理及び難民認定法施行規則 第3条, 別表第1

**教授会** 短期大学には、学校運営上の重要事項を審議するために、教授会を置かなければならないことになっており、教授会は学長及び専任教授をもって組織されるが、助教授その他の職員を加えることができる。教授会の構成に関しては、審議事項によって異なる場合も考えられるが、これらの点に関しては、あらかじめ規程を定めておく必要がある。また、教授会の運営については、教授会の構成の他、教授会の招集、定足数、議長、審議事項、議決等についての運営規程を整備しておく必要がある。

一般に教務部（課）等が、会場の準備、資料の作成・配付、議事録の作成・保管等の教授会に関する事務を取扱う部署となることが多い。このため、教授会の開催に当たって、教務部（課）長又は担当責任者は文書をもって教授会の開催日時・場所・議題等を教授会構成員に通知し、教授会出席者の確認をすることになる。教務部（課）長等は、教授会構成員でなくとも、教授会に出席することが教授会の意向を理解することになり、円滑な学校運営に有効と考えられる。教授会を公開とするか否かは、教授会が自主的に決定すべき事項であり、審議事項によって非公開とする場合がある。

★学校教育法 第59条

★学校教育法施行規則 第67条

**教職課程** 法令上の用語ではないが、一般的には、教員養成を目的としない大学及び短期大学が、教育職員免許法及び同施行規則に基づき、免許状授与の所要資格を得ることのできる教育課程をもつ教育組織をいう。

戦後の教育改革によって、①大学における教員養成、②免許状取得の開放制、という二大原則のもとに、教員養成を主たる目的とする大学以外でも、免許状取得に必要な所定単位の履修によって免許状授与ができる完全な開放制であったが、現行では、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定の申請により、教育職員養成審議会の諮問を経て、文部科学大臣が認定することとなっている。

**教務職員** 一般に、教育研究の補助的業務を行う職員をいい、教員の補助的事務や教員の監督下において、学生の実験、実習、実技、演習などの指導に当たる職員をいう。

**教免** ⇔ 教育職員免許状

## ク

**グレード・ポイント・アベレージ (Grade Point Average = GPA) 制度** 大学審議会では厳格な成績評価の具体策としてこの制度をあげている。この制度は、アメリカではごく一般的に普及している。アメリカでもっとも多く用いられるグレード法は、ABCDFランキングであり、このランクにそれぞれに配

された点数をもとにした総合的な平均成績であるGPAが計算される。ランクの配点で一番多く用いられている4点式の場合では、Aは4点、Bは3点、Cは2点、Dは1点、Fは0点とするのが一般的である。

**訓告** 訓告とは、通常学生の身分にまでは影響の及ばない懲戒であり、学生には学長あるいは学長の委任を受けた者が、口頭（又は文書）で行い、必要に応じて告示する。ただし、その回を重ねた場合には停学、退学等の対象となり得るので、単なる教室内での叱責とは異なるものである。

★学校教育法施行規則 第13条

## ケ

**欠席** ⇒ 授業の出席

**研究生** 特定の研究課題について、指導教員のもとで研究のための指導を受ける者をいう。したがって、授業科目の聴講については、指導教員が必要と認め、かつ正規の学生の授業に支障をきたさない範囲で受講を許されるものである。

**原級留置** 原級留置とは、卒業予定年次以外の学生が、長期欠席や学業不振等のため、当該年度の履修科目、修得単位が著しく少なく、各短期大学が独自に設けた進級の要件を満たさない場合、上級年次に進級させず、再度当該学年に留めることをいい、法令上の用語

ではない。

この措置については、ある程度学年制の考え方を導入したもので、短期大学は、単位制であるので、卒業年次までに卒業要件単位を修得すればよく、年次別の進級要件の法的定めはないが、教育効果の上から行っている短期大学もある。

**兼任教員** 兼任教員とは、2以上の学科区分を持つ大学において、専任教員が専任として所属する学科区分等以外の授業を担当する場合における当該専任教員をいう。したがって、教員の区別には、専任、兼任の他に、兼任がある。

**兼任教員** 兼任教員とは、当該大学を本務としない教員をいい、一般に、非常勤教員又は非常勤講師と呼ばれている。他の大学等の専任教員、あるいはどこにも本務を有しない者などが多い。

## コ

**公開講座** 学校教育法で、大学においては、公開講座の施設を設けることができるとし、同施行規則では公開講座に関する事項は、別に定める、とあるが、現在のところ、特に定めはない。したがって、どのような内容のものが学校教育法でいう公開講座に該当するのか今のところ明らかにされていない。しかしながら、平成3年の大学審議会の答申においては、生涯学習機関としての機能に重点を置

いた短期大学の役割の重要性にかんがみ、体系的・継続的な公開講座の積極的な実施に努めることが重要であるとしている。

現在、各短期大学等が公開講座として開設しているものの多くは、社会教育の一形態として、正規の教育課程ではなく、別途短期大学のサービス活動として、地域等からの要望のある特定事項について一定時間の講義等を行っているのが主たる形態である。

★学校教育法 第69条

★学校教育法施行規則 第71条

**講義** 短期大学設置基準に規定されている授業方法の形態の1つ。一般的に講義とは、教員が学生に対し一方的に説明することにより知識を授ける授業形態である。講義科目1単位の学校における授業時間は、演習科目と同様、15時間から30時間までの範囲で、各短期大学が定める時間とされている。最近では、講義科目でも演習に近い方法を用いたり、又は講義と演習、講義と実習を組み合わせている短期大学も相当あるようである。

★短期大学設置基準 第7条第2項、第11条

**講義要項（綱）（覧）** 授業内容の概要を記したもので、これにより学生は授業の概要を知り、科目を選ぶ際の参考となっている。また、短期大学卒業後、編入学や留学等をする学生が増えているが、短期大学で修得した単位を認定する際、その授業科目の内容を照会する場合にも必要となる。

**講師** 講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事するものとされ、資格は、短期大学設置基準に定められており、①教授又は助教授となることのできる者②特定の分野について短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とされている。講師には、専任講師と兼任（非常勤）講師がある。

★学校教育法 第58条

★短期大学設置基準 第25条

**校舎** 短期大学設置基準において、校舎に備えるべき施設として、学長室、会議室、事務室、教室（講義室、演習室、実験室、実習室等）、研究室、図書館、保健室が規定されており、これ以外に原則として備えるべきものとして体育館を、また、なるべく備えるものとして情報処理及び語学の学習のための施設、体育館以外のスポーツ施設、講堂、学生自習室、学生控室、寄宿舍、課外活動施設その他厚生補導に関する施設が定められている。

校舎の最低基準面積には、講堂、寄宿舍、附属施設等の面積は含まないとされ、また、短期大学と高等学校以下の教育施設との共用は、管理部門を除き認められないとされている。

★学校教育法 第3条

★短期大学設置基準 第28条、第31条、第32条

**高大連携** 近年、学生の学習意欲の低下が指摘され、「学びの動機付け」が大きな課題となり、初等中等教育と高等教育の接続、いわゆ

る「高大連携」「高大接続」が必要との認識が教育関係者の共通のものとなっている。また、中央教育審議会では「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」の答申を出し、関係機関に具体的な取り組みを促している。

そこで、高校と大学が協力し、高校生に大学の講義等を体験させ、学ぶことへの意欲を高め、結果的に大学進学後の学問不適合を防ぐ試みが行われるようになった。

具体例としては、高校に大学の先生を講師として招く「出張授業」、高校生が大学を訪問して模擬授業を受ける「授業体験」、半年から1年をかけて大学に通学して講義を受講する「聴講」等、様々な取り組みが試みられている。

**校地** 短期大学設置基準に、校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする、と規定されている。また、運動場についても、校舎と同一の敷地又は隣接地を原則とし、やむを得ない場合に限り、適当な位置に設けるものとされている。大学等の新增設に際しては、講堂や体育館の敷地は校地としてカウントされるが、寄宿舎敷地や農場、演習林等の附属施設敷地、海の家、山の家等敷地はカウントされない。

なお、平成15年3月の短期大学設置基準改正により、基準校地面積は、「学生定員上の学生1人当たり10平方メートルとして算定」する方法に改められた。

自己所有要件については、「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」（昭和50年文部省告示第32号）の改正により、校地基準面積の2分の1以上が自己所有であることという従来の基準が緩和され、校舎基準面積相当分以上（校舎基準面積が校地基準面積を上回る場合には、校地基準面積相当分以上）が自己所有であることとされた。

★学校教育法 第3条

★短期大学設置基準 第27、30条

★「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」

**高等学校卒業程度認定試験** 平成17年4月より、大学入学資格検定（大検）は廃止され、高等学校卒業程度認定試験（新試験）が実施されることとなった。

高等学校卒業程度認定試験は、高等学校を卒業していないなどのため、大学受験をできない者に対し、高等学校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを認定する試験であり、合格者は大学・短大・専門学校の入学資格が与えられるだけでなく、高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として認定され、就職、資格試験等に活用することが出来る。ただし、試験で合格点を得た者が満18歳に達していないときには、満18歳に達した日の翌日から合格者となる。また、全日制高等学校に在学したまま受験できるようになり、高等学校卒業程度認定試験で合格した科目は、学校長の判断で全日制高等学校の卒業単位

として認定してもらうことも可能となった。

なお、既に大学入学資格を持っている者は、高等学校卒業程度認定試験を受検できない。

**高等教育** 初等教育（小学校）、中等教育（中学校・高等学校）に続く学校段階の教育の分類概念で、我が国の学校教育制度では、大学及び短期大学がその中心的存在であり、その他に高等専門学校、専門学校などがある。

**語学学習施設** 短期大学設置基準には、校舎になるべく備えるものとして、情報処理及び語学のための施設が規定されている。大学設置審査内規には、外国語関係の授業科目が開設されている場合には、語学学習のための施設が備えられていること。当該授業科目が開設されない場合においても、大学教育全体を通じて外国語能力の育成を図る観点から、語学学習施設が備えられていることが望ましいこと、と記載されている。

★短期大学設置基準 第28条第4項

**国際化** 臨時教育審議会の教育改革に関する第1次答申において、主要課題として国際化への対応が取り上げられ、第2次答申で、時代の変化に対応するための改革のうち、国際化への対応のための諸改革として、①帰国子女・海外子女教育への対応、②留学生受入れ体制の整備・充実、③外国語教育の見直し、④日本語教育の充実、⑤国際的視野における高等教育の在り方、が問題とされることになった。更に第3次答申では、いくつかの具体的提

言として、①異なるものへの関心と寛容—国際的に開かれた学校—②国境をこえる人材の育成—留学生への対応—③コミュニケーションに役立つ言語教育—国際通用語としての英語及び日本語—④主体性の確立と相対化—生涯学習への課題—について述べている。

**国際バカロレア制度** 「バカロレア」といえば、フランスの大学入学資格試験制度のことであるが、国際バカロレア制度（IB）とは、この制度に参加している学校の卒業者に国際的に認められる大学入学資格を与える制度である。国際バカロレア制度の事業主体はスイスのジュネーブに本部を置く国際バカロレア事務局（IBO）である。ここではこの制度の適用のために共通に用いられるカリキュラムの作成や、IB試験の実施及びIB資格（ディプロマ）の認定が行われている。

IB資格の取得者は現在約50か国600以上の大学などで受け入れられており、日本ではIB資格取得者で18歳以上の者は大学入学資格を有する者として認められている。

★大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭23. 5. 31 文部省告示第47号）

**告示** 公の機関が、一般のひとびとに広く通知することをいう意味に用いられる場合と、国家・地方公共団体等の公の機関が決定した事項その他一定の事項を公式に一般に知らせるための形式の名称として用いられる場合がある。告示は、単に一定の事項を一般に知ら

せるだけでなく、時には法律が「告示」の形式で補充立法とすることを委任する場合や、「告示」とすることによって、ある措置の効力が完成するものとする場合にも用いられる。

短期大学内においても、学長等が公式に一般の学生に対して通知する場合に、前述の意味に準じて告示という名称を用いる場合が多い。

**個人情報保護法** 1980年（昭和55年）のOECD（経済協力開発機構）理事会勧告において「プライバシーの保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」が示され、OECD加盟国の大多数が既に個人情報保護法制を有する状況の下、個人情報の有用性に配慮しながら個人の権利利益を保護することを目的とした個人情報保護法が平成15年5月に成立・公布された。

法は、官民を通じた個人情報保護の基本理念等を定めた基本法に相当する部分と、民間事業者の遵守すべき義務等を定めた一般法に相当する部分から構成されており、平成17年4月1日より全面施行された。

**コマ** 法令上の用語ではないが、通常、学校ではよく使用されており、一般的には、1授業時限単位をいう。

しかしながら、2授業時限続きの授業を1コマと呼ぶか、2コマと呼ぶかは各短期大学でまちまちである。

## サ

**在外教育施設** 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した、海外にある教育施設。「高等学校の課程に相当する課程を有する在外教育施設として定める件（平成4年文部省告示第32号平成6年文部省告示第4号）」の中で認定されている。

なお、高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設（平成3年文部省告示第91号）も同様の取り扱いとなる。

★学校教育法 第56条

★学校教育法施行規則 第69条第2号

★在外教育施設の認定等に関する規程（平3. 11. 14 文部省告示第114号）

**在学と在学期間** 在学とは、学生が当該短期大学の学籍を有し、現に学修している状態をいい、在学期間とは、その学修している期間をいう。

**在学年限** 在学年限とは、学生が当該短期大学に在学できる最長在学期間をいい、その期間については法的には定められていないが、おおむね修業年限の2倍程度とされている。

在学年限を定めている趣旨は、短期大学が国民に開放された公共性を有する機関という点から、所定の修業年限より長い一定の年数を超えてもなお学業の終わらない者に対



して、学校が強制的に退学できるようにするためである。

**再試験** 試験の結果不合格になった科目について、再度試験を行う制度である。この試験は、学生に権利があるのではなく、あくまでも科目担当者の判断であり、教授会の判断である。したがって、再試験については、何らかの制限を付している短期大学が多い。

**在籍と在籍期間** 在籍とは、学生が当該短期大学の学籍を取得していることをいい、在籍期間とは、当該短期大学の学籍を有している期間をいう。したがって在籍期間に休学及び停学の期間も含まれる。

具体的には、修業年限2年の短期大学において休学期間が1年、休学以外に単位未修得のため1年留年して卒業した場合、在籍期間は4年、在学期間は3年となる。

**財団** 学校関係では、一般的に日本私立学校振興・共済事業団のことをいう。

**再入学** 短期大学を退学した者が、再び同一の短期大学の同一学科に入学することをいう。

**再履修** 履修の結果、不合格となった科目を再度履修することをいう。なお、必修科目は必ず履修することになるが、選択科目については学生の意志に任せられている。

**在留許可** 旅券（パスポート）に表示された

在留資格や在留期間などの様々な許可をいう。Immigration Status（イミグレーション・ステータス）と一般にいられている。

**在留資格, 在留期間** 在留資格とは、外国人が日本に在留する間、ある一定の活動を行うことができる資格をいう。これは、入国審査官から上陸の許可を受ける際に、在留期間と同時に決定される。

在留期間は、その外国人が日本に在留（滞在）することが認められる期間のことで、在留資格ごとに一定の期間が定められ、上陸許可を受けた日の翌日から起算される。

★出入国管理及び難民認定法 第4条

**査証** 外国人が日本に、日本人が外国に上陸するためには、有効な旅券を所持することのほか、免除される場合を除き、旅券に有効な査証（ビザ＝VISA）を取りつけていることが必要とされ、上陸許可を受けるための要件の1つである。

査証は、上陸しようとする国の大使館や領事館などで発給される。具体的には、査証官が旅券に査証の印を押し、この旅券は真正かつ有効なものであり、これを所持している者は、入国目的からみて問題ないと判断する、とするものである。査証には、外交、公用、通過、一時滞在、就労及び特定の6種類があり、それぞれの査証には入国目的（在留資格）と滞在予定期間が記載されている。



**私学助成** 私学教育に関して公費により行われる財政援助、すなわち国及び地方公共団体が私学教育振興を図るために行う補助金の交付等の助成措置をいう。

具体的には、①私立の大学、短期大学、高等専門学校の研究条件の維持向上及び修学上の経済的負担の軽減に資するとともに、経営の健全性を高めるため、私立大学等の教育又は研究に係る経常的経費を対象として、日本私立学校振興・共済事業団を通じて学校法人に補助している「私立大学等経常費補助金」、②私立大学等における教育研究の充実と質的向上を図るため、研究装置並びに教育装置の整備に要する経費を対象として学校法人に補助している「私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金」、③私立大学における研究設備等の整備に要する経費を対象として学校法人に補助している「私立大学研究設備整備費等補助金」などがある。

★私立学校振興助成法

**試験** 短期大学は、1つの授業科目を履修した学生に対し、試験のうえ単位を与えることになっている。この場合の試験とは、筆記試験のみを意味しているわけではない。

試験は、教員にとっては、学生の授業の理解度及び到達度を測り評価する手段であり、学生は、その評価により学修成果を知ることになる。しかも、その評価は短期大学が社会

的に責任を持つものであり、その意義は大きい。

★短期大学設置基準 第13条

**自己点検・評価** 従来は、短期大学設置基準に規定されていたが、平成14年11月に学校教育法が改正され、第69条の3に「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めることにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。②大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けたものによる評価をうけるものとする。ただし、……」との条文が追加され、自己点検・評価の実施とその公表及び認証評価機関による評価が、法律で義務となった。

★学校教育法 第69条の3

**司書** 図書館の専門的職務に従う職員。図書館法により、司書は図書館の専門的事務に従事する。司書補は司書の職務を助ける、と規定されている。

★図書館法

**司書教諭** 学校図書館法に、学校図書館の専門的職務を掌る、と規定される教諭のことである。

もともと学校図書館法第5条では、「学校

図書館には司書教諭を置かなければならない」と定められているが、附則第2項に「当分の間、司書教諭を置かないことができる」とされていた。

学校図書館法が制定された昭和28年8月から最近まで、その状態が続いていたが、平成9年6月に「当分の間」が「平成15年3月31日」までと改められ、平成15年度から、全国の12学級以上の小中高校は、司書教諭を置かなければならないことになった。

★学校図書館法 第5条

**実技** 実技とは、学んだ知識をもとに演技を行う授業方法の1つ。1単位の学校における授業時間は、30時間から45時間までの範囲で、各短期大学が定める時間とされている。

★短期大学設置基準 第7条第2項

**実験** 実験とは、理論や推論が正しいか一定の条件で試してみる授業方法の1つ。1単位の学校における授業時間は、30時間から45時間までの範囲で、各短期大学が定める時間とされている。

★短期大学設置基準 第7条第2項

**実習** 実習とは、学んだ知識をもとに実地（実物）について学習する授業方法の1つ。1単位の学校における授業時間は、30時間から45時間までの範囲で、各短期大学が定める時間とされている。

★短期大学設置基準 第7条第2項

**実態調査** 正式には「私立大学等の実態調査」といい、私立大学、短期大学及び高等専門学校専任教職員数、非常勤教員数、学生数、財政状況等の実態を把握し、私立大学等の振興方策の企画、立案及び予算要求の資料にすることを目的とする文部科学省の調査で、毎年5、6月に実施される。

**指導要録** 指導要録は、在学又は卒業した者の学習及び健康の状況を記した書類の原本をいう。また、学生の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、指導及び外部に対する証明等のために役立たせるための原簿としての性格をもっている。

学校で備えるべき表簿の中で、最も重要な表簿で、保存期間は20年間となっている。

★学校教育法施行規則 第12条の3

★学校教育法施行規則 第15条

⇒学籍記載事項

⇒学校備付表簿

**私費外国人留学生** 大学の正規課程（専攻科及び別科等を除く）に在籍する外国人留学生（在留資格「留学」に該当する者、及び経過措置としての在留資格「就学」などを有する者）で、国費外国人留学生制度実施要項に定める国費外国人留学生並びに外国政府の派遣する留学生以外の者をいう。

★出入国管理及び難民認定法

★国費外国人留学生制度実施要項（昭29. 3. 31 文部大臣裁定）

**私費外国人留学生統一試験** 平成14年度から日本留学のための新たな試験として日本留学試験が開始されたことにともない、平成13年12月実施の平成14年度試験をもって本試験は廃止されているが、それまで大学・短期大学へ入学を希望する私費外国人留学生に対し、大学入学能力判定のための統一試験として、財団法人日本国際教育協会の主催で毎年12月に実施していた。

**事務職員** 学校教育法において、置かなければならない職員として定められている。

学校教育法上の規定にもとづく3種の職員の中、事務職員については、短期大学設置基準に、①事務処理のための組織の専任職員、②学生の厚生補導を行うための組織の専任職員、の2種を置くものとされている。

★学校教育法 第58条

★短期大学設置基準 第34条、第35条

**社会人入学** 社会人が短期大学や大学に正規学生として入学することをいう。特に、入学定員の一部を社会人枠として別枠を設け、書類審査、論文、面接を中心とした特別の選抜方法によって合格者をきめるものを「社会人入学制度」という。

**修業年限** 修業年限とは、学校の一定の教育の課程を修了するのに必要と定められた年限で、学生が当該短期大学を卒業するために最小限在学すべき年数をいい「2年又は3年」と定められている。

★学校教育法 第69条の2

★短期大学設置基準 第18条

**修士** 学位規則に基づき、大学院修士課程修了者に与えられる学位である。

★学位規則 第3条

**収容定員** 学科（専攻）ごとに学則に定めなければならない学生定員の総定員をいう。収容定員を変更する場合は、原則として認可事項であるが、平成14年11月の学校教育法の及び平成15年3月の同法施行令の改正により、短期大学全体の収容定員が増加とならない場合は、届出事項となった。

★学校教育法 第4条第1項

★学校教育法施行令 第23条第11号

★学校教育法 第4条第2項第4号

★学校教育法施行令 第23条の2第5号

⇨学生定員

**授業** 大学生生活の諸活動のうち、授業は学校教育の根幹であり、その占める割合は最も大きく、大学生生活の中心となっている。

授業は、教員と学生が学問を通じて人格的に触れ合う場であるとともに、人間形成上必要とされている知識・技能・態度などを、教員の研究成果をとおして計画的に伝達し、教育し、訓練し、開発していくことが、その目的である。したがって、教員の熱意と学生の自主的な探究心とがあいまって、その成果が得られることになる。

### 授業科目の区分 平成3年6月に短期大学設置

基準が改正されるまでは、授業科目を一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目に区分して開設することを義務づけ、学生に対しては科目区分ごとに修得すべき単位数を規定していた。これらの規定が廃止されたことにより、各短期大学の創意工夫により特色ある教育課程が編成できるようになった。

★短期大学設置基準 第5条

### 授業科目の授業期間 短期大学設置基準に、

各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする、と規定されている。

なお、短期間の履修で高い効果が期待できる授業については、集中授業や実技合宿など短い期間での授業を実施することができる。

★短期大学設置基準 第9条

### 授業期間 単位計算の基準により機械的に計算

すると30週となる。これを、2学期制を採る短期大学にあっては各期15週、3学期制を採る短期大学にあっては各期10週を単位として、授業期間を設けなければならない。

しかしながら、各短期大学では、このほかにオリエンテーション、定期試験・追再試験、文化祭、体育祭、休講・欠講のための補講等を行うので、1年間に35週程度を用意する必要があるということになる。すなわち、単位計算基準から単純に割り出せば30週でよいものを、35週にわたることを原則とする、

としている。

★短期大学設置基準 第8条、第9条

**授業時間** 各授業科目を通じて学生を指導する際の単位時間は、休憩時間を含め1時間をもって算定の基準としている。

この単位時間については、学校教育法施行規則別表第1及び第2の備考1に、また、学習指導要領においても小学校が45分、中・高等学校が50分と正味授業時間が示されているが、これは長年の教育経験や教育成果などから割り出されたものと思われる。

ところで、短期大学における1時間を何分とするかについては法令上の定めはないが、45分あるいは50分としている短期大学が多い。

### 授業の出席 学習のために学生は授業に出席

しなければならない。出席は単位修得の大前提であり、成績との相関がきわめて高いことを考えあわせ、授業実施時間数の3分の2以上の出席を義務づけている短期大学が多い。

また、授業の秩序維持の観点から遅刻・早退を厳しくチェックしている短期大学もある。

**授業料** 一般に授業を受けるために必要な対価であるといわれている。

なお、授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項は、学則に記載することになっている。

★学校教育法 第6条

★学校教育法施行規則 第4条

**準学士** 準学士とは、短期大学又は高等専門学校を卒業した者に付与される称号である。

したがって、必ずしも短期大学側から何らかの授与等の行為が必要となるものではない。

なお、平成3年4月の学校教育法改正前に卒業した者も、卒業したという事実において法改正後に卒業した者と変わりなく、準学士と称することができる。

準学士に関しては、学則に規定する必要はないが、学生に知らしめるために学則に規定してもよい。また、卒業証書に準学士と称する旨を表記したり、証明書に記載することもできる。

準学士については、専門分野等による種類を設けていないが、卒業証書等において表記する場合には、専攻分野名を付記することも可能である。この場合設置学科あるいは専攻課程名とするのが適当である。

平成17年7月の学校教育法改正により、準学士の称号は、短期大学士の学位とみなすことになった。

★学校教育法 第69条の2第7項

**准教授** 教育研究の活性化及び国際的な通用性の観点から、助教授・助手に関する制度の見直しが行われ、学校教育法の改正（平成17年7月）により平成19年4月1日から、現在の「助教授」を廃止して、「准教授」の職が設けられることとなった。

法では、「准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力

及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。」とある。

**生涯学習** 労働時間の短縮に伴う余暇時間の拡大、技術革新の加速化による職業上の知識・技術の継続的な学習の必要性、さらには、情報化社会における知的欲求の高まりなどの様々な要因から、社会全体の生涯学習ニーズが高まりつつある。高等教育においても、このような社会のニーズに適切に答えていくことが期待されている。また、各高等教育機関は、地域の文化的な中心として、また、地域コミュニティの一員として、地域に対する幅広い貢献が期待されている。

このため、今後の高等教育においては、高等教育への伝統的な進学年齢層以外の者（有職者や主婦などのいわゆる社会人学生）に配慮した履修形態の柔軟化や多様な学習成果に対する評価の工夫が一層求められている。

特に、職業人の再教育のニーズは急速に高まっており、今後、企業等との連携・協力を図りつつ、高等教育における社会人再教育のための施策を積極的に推進していく必要がある。

★生涯学習体制の整備について（平2. 1. 30中央教育審議会答申）

★新しい情報通信技術を活用した生涯学習の振興方策について（平12. 6. 1生涯学習審議会）

**情報処理の学習のための施設** 短期大学設置

基準に、校舎になるべく備える施設として語学の施設とともに規定されている。これは、情報処理関係の授業科目が開設される場合には当然のこと、当該授業科目が開設されない場合においても、大学教育全体を通じて情報処理能力の育成を図る観点から、情報処理学習施設を備えることが望ましいとされている。

★短期大学設置基準 第28条第4項

**助教** 教育研究の活性化及び国際的な通用性の観点から、助教授・助手に関する制度の見直しが行われ、学校教育法の改正（平成17年7月）により平成19年4月1日から、現在の助手のうち、主として教育研究を行うことを職務とし、将来の大学教員や研究者となることが期待される者に相応する職として、「助教」の職が設けられることとなった。

ただし、現在の助手のうち、教育研究を補助することを主たる職務とする者については、引き続き「助手」とすることとされた。

法では、「助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。」とある。

**助教授** 学校教育法に定める助教授の職務は、教授の職務を助ける、とされ、助教授となることのできる者は、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者で、①教授となることのできる者、②大学又は高等専門学校において助

手又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者 ③修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者 ④特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者、のいずれかに該当する者と定められている。

学校教育法の改正（平成17年7月）により平成19年4月1日から、現在の「助教授」を廃止して、「准教授」の職が設けられることとなった。

★学校教育法 第58条

★短期大学設置基準 第24条

**職員** 学校においては、学校に勤務する人すべてを包括する用語で、私立学校では学内規定で職員の種類を定義している。

学長、教員等を除く職員については、

①置かなければならない事務職員、②置くことができる技術職員並びにその他の必要な職員とに分けられる。

したがって、職員は職種上、事務職員、技術職員及びその他の必要な職員の3種に区分することができる。

★学校教育法 第58条

**助手** 学校教育法に定める助手の職務は、教授及び助教授の職務を助ける、とされ、助手の資格は、学士の学位（外国における相当する学位を含む）を有する者又はこれに準ずる

能力のある者と定められている。

なお、学校教育法の改正（平成17年7月）により平成19年4月1日から、現在の助手のうち、主として教育研究を行うことを職務とし、将来の大学教員や研究者となることが期待される者に相応する職として、「助教」の職が設けられることとなったが、現在の助手のうち、教育研究を補助することを主たる職務とする者については、引き続き「助手」とすることとされた。

★学校教育法 第58条

★短期大学設置基準 第26条

**除籍** 除籍も退学の一つであるが、在学年限を超えた学生、休学期間を超えてなお就学できない学生及び授業料等を納付しない学生に対し、学校が学則により一方的に退学させる事務的な措置を除籍という。

なお、懲戒処分としての退学と異なり懲戒としての性格はもたない。

**シラバス（Syllabus）** 教育課程（カリキュラム）において扱われる教科の目標・内容・指導計画などを教科の概要として記述して示したもの。

**私立学校** 私立学校とは、私立学校法に規定される学校法人が設置する学校（学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園）である。

したがって、私立学校は教育基本法で規定

するように公の性格をもつものであり、私立学校法は私立学校の公共性を高めることをその目的の1つとしている。さらに、私立学校においては創立者の建学の精神が強調され、独自の校風が特に尊重されている。

★学校教育法 第2条

★教育基本法 第6条第1項

★私立学校法 第1条、第3条

**私立学校法** 「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」（第1条）法律である。

**進級** 年次別の必修単位数や必要修得単位数などの要件を設定し、その基準を満たした者に対して、上級年次の履修及び学修を認めることを進級という。

⇒学年制

⇒原級留置

## ス

**推薦入学** 出身学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し調査書を主な資料として選抜する方法であり、試験の期日は原則として、入学願書受付を11月1日以降とし、合格発表は一般入試の試験日の10日前までとなっている。なお、募集人員は、附属高等学校からの推薦入学に係るものを除き、原則として、入学定員の5割をめやすとされてきたが、平成11年度からその比率は短期大学の判断に



ゆだねられている。実施に際しては、推薦の要件（能力・適性等）を具体的に提示することや、面接又は小論文を課すことが望ましいとされている。

スタッフ・ディベロップメント（SD：Staff Development） 教育内容の改善や教授法の開発等についての組織的な取り組みを意味するファカルティ・ディベロップメント（FD）に対して、事務職員の資質の向上等を組織的に行うことをいう。大学組織の管理、運営にとって事務職員の果たすべき役割の重要性が再認識される中、SDに取り組む短大も増えつつある。

## セ

**成績証明書** 修得した授業科目の名称・単位数・評価等を証明する文書である。各短期大学の体系的に編成された教育課程が明確に把握できるように記載されていることが求められる。最近では、電算機器の導入等により、在籍者に関しては履修中の科目も表示している例が多くなっている。

**成績評価** 単位を授与する際の基準と表記方法を指すもので、各短期大学の学則によって規定されている。短期大学における評価方法は絶対評価である。これは、単位制度の趣旨から当然と考えられるが、成績評価の方法に関する法的規定はなく、点数・記号・合否のみの表示等、各短期大学によって異なった

表示方法がとられている。

**設置基準** 短期大学を新たに設置する場合、あるいは既設の短期大学の維持運営に際し、必要最低限の基準として昭和50年4月、文部省令第21号をもって省令化された基準をいう。

平成3年6月、文部省令第28号をもって、基準の大綱化による制度の弾力化・学習機会の多様化・水準の維持向上のための自己点検・評価等を主な趣旨とする改正が行われた。

★短期大学設置基準

**設置審** ⇨ 大学設置・学校法人審議会

**セメスター制** 1学年複数学期制の授業形態。

日本で多く見られる一つの授業を1年間通して実施する通年制の前・後期などとは異なり、一つの授業を学期（セメスター）毎に完結させる制度。諸外国では一般的であり、個々の学期が15週程度で2学期制の伝統的セメスター制度（traditional semester system）のほか、初期セメスター制度（一方のセメスターが若干長いearly semester system）、3学期制（trimester system）、4学期制（quarter system）などを実施する大学もある。日本においても、既に一部の大学・学部で導入され始めている。

セメスター制は、1学期の中で少数の科目を集中的に履修し、学習効果を高めることに意義があるので、単に通年制の授業内容を前半と後半に分割するだけでは、セメスター制

とはいえない。また、授業内容が過密にならないような配慮も必要である。

さらに、セメスター制には、学年開始時期が異なる大学間において円滑に転入学を実施できるというメリットもある。

**ゼミナール (Seminar)** 大学で、教授などの指導の下に学生が自ら研究し、発表・討論などを行う教育方法をいう。また、その研究指導のグループをいうこともある。

**専攻科** 短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者に対し、短期大学の学科又は専攻部門に属する専門科目について、短期大学の基礎の上に精深な程度において特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的として設置することができる。修業年限は1年以上とし、1年間に修得すべき単位数は30単位を限度とするとされている。大学評価・学位授与機構の設立、科目等履修生制度の導入により、短期大学専攻科での修得単位が、学位を取得するための単位として認定される道が開かれている。この場合当該短期大学の専攻科は、大学評価・学位授与機構の認定を受けている必要がある。

なお、大学評価・学位授与機構の認定を受けた専攻科で修得した授業科目の単位は、教育職員免許法により1種免許状の取得に必要な単位として含めることができる。

★短期大学専攻科に関する申し合わせ(昭27.2大学設置審議会決定)

★教育職員免許法施行規則第14条の2及び第17条の2の規定により修得した単位を最低単位数に含めることができる短期大学の専攻科を定める件(平4.4.1文部省告示第38号)

**専攻課程** 教育上の必要性から学科の中に設けられる組織である。学科の中を2以上に分けることを一般的に専攻分離といい、その名称は〇〇専攻と称することが適当とされている。

★昭50.4文大技第210号

**専修学校** 学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする、と学校教育法に規定され、これ以外で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る目的の教育施設を専修学校という。

専修学校には、中学校卒業者を対象とした高等課程、高等学校卒業者を対象とした専門課程、高等課程・専門課程以外の教育を行う一般課程がある。

なお、高等課程を置く専修学校は高等専修学校ともいい、専門課程を置く専修学校を専門学校ともいう。

★学校教育法 第1条、第82条の2

**選択科目** 短期大学設置基準により、教育課程の編成方法として、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものと規定されている授業科目区分の1つで、履修の決定を学生の意志に委ね

た科目をいう。

授業科目区分（一般教育、保健体育、外国語、専門教育）の規定が削除され、学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成すると規定された現行短期大学設置基準のもとでは、この区分の設定が、さらに重要となった。

★短期大学設置基準 第6条

**選択必修科目** 短期大学設置基準では、授業科目は必修科目及び選択科目に区分されているが、各短期大学の履修指導等において複数の授業科目の中から1科目あるいは数科目の履修を義務付けている場合があり、通常これらの科目を選択必修科目という。

**専任教員** 専任教員とは、1つの大学において専ら教育研究に従事し、その学校からの給与により生計を営み、かつ当該法人で専任教員として発令されている教員をいう。

**専任教員数** 短期大学設置基準に、専任教員の数は、別表第1に定める数以上とする、と規定され、その数は学科の種類と短期大学全体の入学定員とに応じて定められている。さらに、各々の専任教員数について、その3割以上は教授でなければならないとされている。

★短期大学設置基準 第22条

**専門学校** 学校教育法に規定された専修学校で、高等学校卒業程度を入学資格とする専門課程を置く教育施設は、専門学校と称するこ

とができると規定されている。

学校教育法に、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする、と規定され、また、これ以外で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る目的の教育施設を専修学校とするとされている。

**専門教育科目** 平成3年6月改正前の短期大学設置基準に定められていた、授業科目の区分の1つ。平成3年6月に短期大学設置基準が改正され、授業科目区分を設けなくてもよくなったが、改正前はこの科目の開設が義務付けられていた。改正された短期大学設置基準では、教育上の目的の1つとして、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は実際生活に必要な能力を育成するように教育課程を編成することとされている。

★短期大学設置基準 第5条

**専門高校** 従来は職業高校と呼称されていたが、平成7年3月8日付の職業教育の活性化方策に関する調査研究会議の最終報告の「スペシャリストへの道」により、今後は専門高校の呼称を用いたと提言された。また同時に、専門高校においては、将来のスペシャリストとして必要とされる専門性の基礎・基本の教育に重点を置き、ここで学んだことを基礎に、卒業後も職場や大学等の教育機関において継続して教育を受けるなど、生涯にわたり専門能力の向上に努めることの

重要性が述べられている。

★高等学校設置基準 第5条, 第6条

**専門高校・総合学科卒業生選抜** 商学, 工学, 農学, 水産学, 家政学, 看護学等に関する大学・学部で, その目的, 特色, 専門分野等からみて適当と思われる場合には, 入学定員の一部について, 職業に関する教科・科目の学力検査の成績などにより判定する方法を専門高校・総合学科卒業生選抜という。

なお, この選抜は高等学校の職業教育を主とする学科卒業の入学志願者及び高等学校の総合学科卒業の入学志願者のうち, その職業教育が当該学部・学科の教育と関連すると認められた者が対象となる。

★大学入学者選抜実施要項



**総合学科** 総合学科は, 普通教育を主とする学科である普通科, 専門教育を主とする学科である専門学科(各専門学科, 理数科, 英語科等)に並ぶものとして平成6年度に創設された, 普通教育と専門教育とを総合的に行う学科である。

総合学科における教育は, 将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習及び生徒の個性を生かした主体的な学習を通して学ぶことの楽しさや成就感を体験させる学習を重視しているのが特色である。

★高等学校設置基準 第5条, 第6条

**卒業** 学則に定められた全課程を履修し終えることをいい, 学校教育法施行規則に, 学生の卒業は教授会の議を経て, 学長がこれを定めると規定されている。

また, 短期大学設置基準に, 修業年限が2年の短期大学の卒業要件は, 短期大学に2年以上在学し62単位以上(修業年限が3年の短期大学の場合は, 3年以上在学し93単位以上)を修得することと定められている。

★学校教育法施行規則 第67条

★短期大学設置基準 第18条(平11. 3. 31改正)

**卒業証書** 学校教育法施行規則により, 小学校の全課程を修了したと認められた者に, 校長が与える証書で, 短期大学にも準用されている。

学生の本籍地, 生年月日に関する記載, 公印等の捺印及び位置, 文字の配置については, 各短期大学の判断で行われている。

★学校教育法施行規則 第28条, 第72条

**卒業証明書** この証明書に記載される項目は, 本人の氏名, 生年月日, 卒業した学科, 卒業期日等が一般的であるが, 準学士の記載の扱いについては, 各短期大学の判断に委ねられている。

なお, 準学士の英文名は, 特に規定はないが, アメリカの短期大学等で付与されている称号から, Associate Degree とか, An Associate in Arts Degree と記載しているようである。

★学校教育法 第69条の2

## 夕

**卒業の時期** 学校教育法施行規則で、小学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わると規定され、大学にこれを準用するとされている。これにより卒業の期日は、原則として3月31日と考えられるが、学長によって行われる卒業認定の効力が発生する日は、通常、卒業証書の日付とも考えられ、学籍簿にこの日付を記載している例も多く見られる。また、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる」とされている。

★学校教育法施行規則 第44条

**卒業見込証明書** 短期大学に、2年以上在学し、当該年度内に履修する科目の単位を修得した場合、卒業要件を満たし、卒業の可能性のある学生に対し発行される証明書をいう。

**卒業要件単位数の上限** 卒業要件単位の上限については短期大学設置基準上規定されていないが、単位制の建前からいっておのずから限界がある。各短期大学で卒業要件単位を定める場合には、教育目標とともに、短期大学設置基準に則って適切な自学自習の時間が確保されるよう慎重を期すことが望ましいとされ、通常は2年制短期大学の場合にはおおむね8単位、3年制の場合には、おおむね12単位までを増加単位の上限とするのが適当であろうとされている。

**体育館** 短期大学設置基準に、短期大学は、原則として体育館を備えるものと規定されている。

なお、体育館の面積は校舎の最低基準面積には含まれないとされている。

★短期大学設置基準 第28条第5項

**退学** 学生が卒業する前に学生の身分を失うことをいい、願い出による退学と、懲戒による退学と、除籍とがある。①願い出による退学は、学生の意志により退学願を提出し、許可を得て退学する場合をいう。②懲戒による退学は、短期大学の意志・命令による懲戒処分による退学をいう。③除籍は、在学年限を超えた学生、休学期間を超えてなお就学できない学生及び授業料等を納付しない学生に対して学校が一方的に退学させる事務的な処置をいう。

★学校教育法施行規則 第13条第3項

**大学** 学校教育法において、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。

★学校教育法 第52条

**大学院** 学校教育法において、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業等を担うた

めの深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とし、大学に置かれるものをいう。

★学校教育法 第62条, 第65条

**大学設置・学校法人審議会** 文部科学省に置かれる審議会の1つで、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法によりその権限に属する事項を調査審議し、必要に応じて文部科学大臣に建議することができる。文部科学省は、大学、短期大学の設置の認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会に諮問しなければならないことになっている。

★学校教育法 第60条の2, 第69条の4

**大学等委託訓練** 中高年ホワイトカラー等の再就職促進のために、大学等を活用した高度な職業能力開発を図るための委託訓練制度で、受講者に、起業家を直接補佐する高度人材、管理職、高度専門職等として必要な職業能力を習得させ、再就職に結びつけることを目標としている。

従来の委託訓練制度は、国及び都道府県が行う公共職業訓練について、緊急の雇用対策の展開に当たり機動的に訓練を行う必要が生じた場合に、その一部を専修学校、事業主、事業主団体等の民間教育訓練機関に委託し実施している制度で、新たに設けられた大学等委託訓練制度は、大学、高等専門学校を委託先とし、平成13年度から実施されている。

主な訓練対象者は公共職業安定所の求職者のうち、管理職、比較的高度な専門職・技

術職等としての職業経験を有する者で、①技術革新等のため本人の知識・技能などが陳腐化し、企業が求める人材像と能力のずれが生じ、就職が困難な者、②起業家を直接補佐する高度人材等を目指す者等、訓練を受講することが、再就職を図る上で特に有効と考えられる者となっている。受講に当たっては公共職業安定所長の受講指示が必要となる。

★職業能力開発促進法 第15条の6

★職業能力開発促進法施行規則 第11条

**大学入学資格検定** 大学入学資格検定は、経済的に恵まれず、あるいは病気などの事情で高等学校を卒業できなかった者が、大学入学に相当する学力を判定する制度であったが、平成17年4月より、廃止され、これに変わる新しい制度として「高等学校卒業程度認定試験」が実施されることとなった。

**大学入学者選抜実施要項** 文部科学省が毎年作成し、各大学・短期大学に通知している大学入学者選抜の指針である。

大学入学者選抜実施要項の入学者選抜の基本は、①大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判断する、②公正かつ妥当な方法で実施する、③入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮する、の3点である。

**大学入試センター試験** 大学が個別に行う学力検査のほか、大学入試センターと協力して行う学力検査として、平成2年度から行われ

ている。短期大学については、平成16年度の入学試験から、参加が認められている。

**大学の質の保証** 大学の設置に当たっては、国が設置基準等を基に審査し認可を行っている。この制度は、大学の質の保証の観点から一定の役割を果たしているが、それは、大学で行われる教育研究の前提としての枠組みについてのものに過ぎず、教育内容を保証するものではない。近年の規制緩和の社会的な流れを受け、平成14年11月、学校教育法が改正され、大学等の設置の条件についても大幅に緩和された。今後は、大学の質の保証のあり方としては、国の認証を受けた機関による第三者評価に重点が置かれることになる。

★学校教育法 第69条の3

**大学評価・学位授与機構** 生涯学習の機運の高まりに応じて、高等教育段階の様々な学習の成果を評価して大学、大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与することを目的に設置された文部科学省管轄の機関である。

大学、大学院の修了者と同等の水準にある者としては文部科学省所管外の大学校（例えば、職業訓練大学校、水産大学校、海上保安大学校）等の卒業生等がある。

また、短期大学や高等専門学校等を卒業した者が、大学の科目等履修生や大学評価・学位授与機構が認定した短期大学、高等専門学校の専攻科生として修得した単位を累積して大学卒業相当の単位を修得した者もこれ

に該当する者となる。

大学評価・学位授与機構は、これらの者から学位授与の申請を受け、審査並びに試験を行い、合格した者に学位を授与する。

学士の学位授与申請に必要な大学卒業相当の修得単位数は、2年制短期大学卒業生等にあつては2年以上にわたつて62単位以上、3年制短期大学卒業生等にあつては1年以上にわたつて31単位以上となっている。

平成12年2月、「学位授与機構」を改組し、現在の「大学評価・学位授与機構」が発足することとなった。これにより、それまで実施していた学位の授与に関する活動に加えて、新たに第三者評価を行う大学評価機関として、国公立大学の評価を実施することになった。

平成14年11月に学校教育法が改正され、国の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による第三者評価が義務付けられることになったが、大学評価・学位授与機構は、その認証評価機関の候補のひとつに挙げられている。

★国立学校設置法 第9条の4

★学校教育法 第68条の2第3項

★学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程（平4. 1. 14規程第5号）

★短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規程

**代議員会等** 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会等（代議員会、専

門委員会等)を置くことができる。また、この代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

★学校教育法施行規則 第66条の2

#### 大検 ⇨ 大学入学資格検定

**単位** 各授業科目の単位数は各短期大学で定めるとし、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法、教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、講義及び演習については、15から30時間の範囲で、また実験、実習及び実技については、30から45時間の範囲で短期大学が定める時間としている。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技については、短期大学が定める時間をもって1単位とすることができるとしている。

★短期大学設置基準 第7条

**単位数** 短期大学と4年制大学とでは、その設置目的や修業年限が異なるとともに、加えて私立の短期大学には建学の精神に基づく学風とその特性があるので、それが授業科目及び単位数に反映されることが必要であろう。

総単位数については法令上の規定はないが、学生に科目選択の余地を与える観点からも、各短期大学が設定する卒業要件単位数に対して、相当余裕をもたせた単位数を開設するのが妥当であろう。

★短期大学設置基準 第7条

**単位互換制度** 単位互換制度とは、短期大学が教育上有益と認める時は、学生が短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる制度をいう。

修業年限が2年の短期大学にあっては30単位、修業年限が3年の短期大学にあっては46単位(卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあっては30単位)を超えない範囲と規定されている。

さらに、外国の短期大学又は大学に留学した場合もこの規定が準用されるが、当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなされる単位は、短期大学又は大学以外の教育施設等における学修の認定単位と国内の単位互換制度による単位とを合わせ30単位を超えないものとしている。

★短期大学設置基準 第14条、第15条

**単位修得(取得)証明書** 履修した科目の単位修得状況を示す証明書で、一般に学業成績は記載されない。その様式については法令等の規定がなく、各短期大学がそれぞれ定めている。

**単位制** 現在の我が国の学校制度では、小・中学校が学年制を、高等学校・高等専門学校・短期大学・大学が単位制を採っている。

一定水準の学修量を単位として表し、所定の期間での量的修得を卒業の判定基準とす



る方式である。この単位制は、学生個々人の能力差や興味・関心に応えるべく、最低必要な学修量を設定し、それを超えるものについては、学生の主体性に委ねて教育しようとする考え方である。

**単位認定** 各授業科目の単位修得の認定は、科目担当者の試験等による評価が合格点に達していることによって原則的に認定される。

短期大学は、1つの授業科目を履修した学生に対し、試験の上、単位を与えるものとされ、卒業研究や卒業制作については、短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができると、短期大学設置基準で定められている。また、単に試験に合格するだけでなく、一定時間以上の授業の出席を単位認定の要件とすることも短期大学の判断で可能とされている。

★短期大学設置基準 第13条

**単位累積加算制度** パートタイムでの履修などによって修得した単位を累積し、それにより大学修了者と同等の水準にあると認められる者について、学位を授与する制度のことをいうが、まだ制度化されていない。

現在の大学評価・学位授与機構による学士の学位授与の仕組みは、短期大学、高等専門学校卒業者や大学において相当程度まとまった教育を受けた者等が、その成果を基礎にさらに短期大学、高等専門学校の専攻科での履修や大学におけるパートタイムでの

履修等により一定の単位を体系的に修得した場合に、学士の学位を授与する途が開かれている。

**短期大学** 学校教育法において、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とする大学で、修業年限が2年又は3年のものをいう。

★学校教育法 第69条の2

**短期大学基準協会** 短期大学の認証評価を行う認証評価機関で、平成17年1月に認証評価機関として文部科学大臣の認証を受け、平成17年度から評価を実施することとなった。

短期大学基準協会では、評価の基本的理念や構造、手順等を示す「短期大学基準協会が実施する第三者評価の要綱」及び「短期大学評価基準」、「第三者評価実施要領」等を定め公表している。

**短期大学士** 短期大学卒業者については、従来、準学士と称することができることとされていたが、短期大学における教育の発展や学位についての国際的な動向等を踏まえ、学校教育法の改正（平成17年7月）により、平成17年10月1日から短期大学士の学位が授与されるようになった。

**短期大学評価基準** 短期大学基準協会が行う第三者評価において用いられる評価基準で、短期大学設置基準を基礎としている。評価基準は、領域評価、評価項目、評価の観点とい

う三層構造になっていて、高等教育機関として短期大学が有すべき水準について設定されている。

短期大学又は大学以外の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定める学修

短期大学は、教育上有益と認めるときは文部科学大臣が別に定める学修を当該短期大学における授業科目の履修とみなして原則として30単位（3年制短期大学は46単位）まで認定することが認められている。これを適用するときは、学則にこの旨を規定する必要がある。文部科学大臣が別に定める学修とは、次のものをいう。

- ① 大学の専攻科における学修
- ② 高等専門学校課程における学修
- ③ 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修
- ④ 教育職員免許法第6条別表第3備考第4号の規定により文部科学大臣の認定を受けて短期大学、大学等が行う講習又は公開講座における学修
- ⑤ 社会教育法第9条の5の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学、大学その他の教育機関が行う社会教育主事の講習における学修
- ⑥ 図書館法第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学又は大学が行う司書及び司書補の講習における学修
- ⑦ 学校図書館法第5条第3項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学又は大学が行う司書教諭の講習における学修

⑧ 技能審査の認定に関する規則による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修

⑨ アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テストング・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトイック又は次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であってこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修

イ 審査を行うものが国又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定による法人その他の団体であること。

ロ 審査の内容が学校教育法（昭和22年法律第26号）第69条の2第1項に規定する短期大学の目的に照らし適切なものであること。

ハ 審査が全国的な規模において、毎年1回以上行なわれるものであること。

ニ 審査の実施の方法が適切かつ公正であること。

②から⑨の学修にあっては、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたものである。

なお、通信教育を行う短期大学が単位を与えることのできる学修は上記に加え短期大学、大学若しくは高等専門学校が行う公開講座又は地方公共団体、公益法人等が行う事業における計画的かつ継続的な体育実技の学修で、短期大学教育に相当する水準を有すると認めたものである。

- ★短期大学通信教育設置基準 第7条
- ★短期大学設置基準第15条第1項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平3. 6. 5文部省告示第69号）
- ★短期大学通信教育設置基準第7条の規定により、通信教育を行う短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平3. 6. 5文部省告示第71号）
- ★短期大学設置基準 第15条

**短期滞在** 在留資格の「短期滞在」は、本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動とされ、在留期間は90日又は15日となっている。

短期大学等の入学試験を受けるために在留資格が「短期滞在」の場合、あるいは高等学校、専修学校の高等課程、各種学校等に在籍していた「就学」の場合は、入学許可を与えるとともに、在留資格変更許可申請書を提出させるよう指導する必要がある。

- ★出入国管理及び難民認定法 第2条の2

## チ

**地域総合科学科** 実際の個々の学科の名称ではなく、従来の学科のように内容を特定分野に限定せず、地域の多様なニーズに柔軟に応じることを目的とした新しいタイプの学科の総称。

**中央教育審議会** 文部科学省に置かれる審議

会の1つで、教育、学術、文化に関する基本的な重要施策について審議し、必要に応じて文部科学大臣に答申を行う。昭和28年に発足して以来、これまで44回にわたって文教行政に関する施策について答申を行っている。

**中退（中途退学） ⇔ 退学**

**昼夜開講制** 昼夜開講制とは、同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う制度をいう。

- ★短期大学設置基準 第12条

**懲戒** 懲戒とは、不正や不当な行為に対して制裁を加えることで、学校が学生に対して行う場合は、教育上の必要性和心身の発達に応じた教育上の配慮が求められる。

懲戒の種類には、制裁の度合いに応じていろいろあるが、退学、停学及び訓告の処分は学長が行うとされている。なお、体罰は禁止されている。

- ★学校教育法 第11条

- ★学校教育法施行規則 第13条

**長期履修学生** 短期大学の定めるところにより、学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業資格を取得できる制度。職業や家事等に從事しながら自分のライフスタイルに合わせて、柔軟に履修計画を組むことができる。平成12年11月の大学審議会答申「グローバル化時代

に求められる高等教育の在り方について」の中で初めて提言され、平成14年2月の中央教育審議会答申において長期履修学生制度の導入が決定された。

答申では、『職業等に従事しながら大学等で学ぶことを希望する人々の学習機会を一層拡大する観点から、個人の事情に応じて柔軟に修業年限を越えて履修を行い学位等を取得できる新たな仕組みを、各大学等が各々の判断で導入できることとすることが必要である』として、特に『短期大学においては、地域に密着して生涯学習機会を幅広く提供することが期待される場所であり、長期履修学生を積極的に受け入れることが望まれる。例えば、社会人を含めた地域の学習需要に応えるために、多様なコースを設定した総合的な学科等を設け、長期履修学生を積極的に受け入れることも一つの方法である』と、短期大学での長期履修学生受け入れについて具体的に述べている。

★短期大学設置基準 第16条の2

聴講生 ⇨ 科目等履修生

**調査書** 調査書とは、一般に指導要録に基づいて、「学習」「出欠」「特別活動」等について転記した書類で、内申書ともいわれている。

短期大学においては、入学者選抜の資料として受験生の出身高校のものを提出させている。

なお、平成17年度の入試から、調査書における「健康の状況」欄が廃止された。(16文

科高第128号 平成17年度大学入学者選抜実施要項)



**追試験** 病気その他やむを得ない理由で定期試験を受験できなかった学生に対して実施する試験をいう。受験は診断書など欠席の理由を証明する書類を添えて願い出させるのが一般的である。通常、追試験料を納付させる場合が多い。

**通信教育** 大学通信教育は、高等教育を広く社会に開放しようという「開かれた大学」の理念のもとに始められた教育課程で、学校教育法に、大学は通信による教育を行うことができる、と規定されている。なお、この規定は短期大学にも適用される。

授業は、印刷教材（電子出版物を含む）及び添削指導により学修をすすめる通信授業（自宅学習）、講義、演習、実験、実習又は実技による面接授業（スクーリング）、新しい形態での面接授業としての遠隔授業、若しくは放送その他これに準ずるものの視聴により学修をすすめる放送授業の併用により行う。

卒業すれば通学課程と同様の位置付けとなり、短期大学を卒業した者には準学士の称号が付与される。

★学校教育法 第54条の2

★短期大学通信教育設置基準

★短期大学通信教育設置基準の制定等について（昭57.3.23文大技第109号）

## テ

**ティーチング・アシスタント (TA)** 学部学生などに対して実験・実習・実技の指導やゼミナールの指導などの教育補助業務を行う大学院学生のこと。大学教育の充実や将来教員・研究者となる者への教育トレーニング機会の提供が主な目的である。

**停学** 停学は、学生に対して一定期間登校を停止し、授業等の受講権利と共に、学校の施設設備の利用権利を一時停止するものであるが、学生としての身分（学籍）を失うものではない。停学の細目については、内規等で定めておくことが必要である。また、処分の目的・性格等から、卒業要件としての在学期間には停学の期間を算入しないが、最長在学期間（在学年限）には算入する。ただし、停学期間が短期間の場合には、教育上の見地からその実情に合わせて、卒業要件としての在学期間を延長しないこともあり得る。

なお、停学期間中の退学は可能であるが、休学することは停学の趣旨から認めるべきではない。停学期間満了に続いて休学することは可能である。

**定期試験** 学年暦に定められた学期末・学年末の一定期間に行う試験をいう。

**定時制** 夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う高等学校の課程をいう。

### ★学校教育法 第4条

**ディプロマ (Diploma)** ⇨ 卒業証書

**転科** 同一短期大学内において、所属する学科を変更することである。入学時にはそれぞれ異なる入学試験を経て学科の所属が決定されることが多いことを考慮すれば、一般には正規のこととしては認め難く、あくまでも例外的な措置である。

**転学** 他の短期大学から学年の途中に入学することをいう。

**転籍** 転科（専攻）あるいは転部のことをいう。こうした学籍上の異動は、学内規定に従って、教授会の承認を得て許可されるのが普通である。

**転入学** ⇨ 転学

**転部** 転部は、第1部（昼間）と第2部（夜間）等の異動をいう。

## ト

**トピック (TOEIC : Test of English for International Communication)** アメリカのETS (Educational Testing Service) が開発・作成し、世界の50か国以上で実施されている、英語のコミュニケーション能力を測定するための世界共通テストである。

同じETSが作成するTOEFLがアメリカへの大学留学志望者のための英語能力テストであるのに対し、TOEICは様々な分野の、様々なレベルの人を対象とした英語コミュニケーション能力を測定するためのテストである。

試験は、ListeningとReadingの二つのセクションにわかれ、2時間で200問に答える、マークシート方式の客観テストとなっている。

★短期大学設置基準第15条第1項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平3. 6. 5文部省告示第69号）

**特別選抜試験** 社会人、留学生、海外帰国子女学生など、大学や短期大学で学ぶ能力があり、かつその意欲があっても、既に勉学から遠ざかっていたり、日本語による一般の入試科目では、その能力を發揮できない事情や環境にある者に、大学入学の機会を与える選抜方法が、特別選抜である。

**特別聴講学生** 特別聴講学生とは、単位互換制度により、学生が他の短期大学等において履修している場合における当該短期大学等での身分をいう。

特別聴講学生を受け入れる場合、その取り扱いについては、学則等に規定する必要がある。

★短期大学設置基準の一部を改正する省令の制定等について（昭57. 3. 23文部事務次官通達文大技第108号）

特別入試 ⇨ 特別選抜試験

**図書館** 校舎には、図書館を備えるものとする、と短期大学設置基準に定められており、①図書館の基本的あり方、②資料提供の協力、③必要とする専任の職員、④図書館の施設、⑤閲覧室の座席数、などについて規定されている。

★短期大学設置基準 第29条

トフル（TOEFL：Testing of English as a Foreign Language）アメリカのETS（Educational Testing Service）が実施する英語が母国語でない外国人の英語能力判定のためのテストである。

世界的規模で実施されており、アメリカのほとんどの短期大学、大学、大学院はTOEFLの結果を入学許可の判定基準にしている。アメリカの大学に正規留学するためには、TOEFLを受け、大学側が要求する点数をとらなければならないが、カナダやオーストラリアでも要求するところがある。

試験は、毎月1回世界の170の地域で同じ日に行われ、①聴解力、②構文と書く力、③読解力・語彙、の3セクションにわかれている。

★短期大学設置基準第15条第1項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平3. 6. 5文部省告示第69号 平11. 3. 31改正）

## ナ

内申書 ⇒ 調査書

## ニ

**二重学籍** 2つの短期大学又は大学に同時に在学することをいう。これを禁止する法令上の規定はなく、各短期大学とも学則でこのような規定を設けているところは、ほとんどない。しかし、禁止規定がないからただちに認められるというのではなく、禁止規定がないということは、学生は当然1つの短期大学に専念すべきであって、同時に2つの短期大学に正規の学生として在籍することはあり得ないし、また、あるべきでないと考えられる。

**日本語能力試験** 日本国内及び国外において、日本語を母語としない者を対象として、日本語能力を測定し、認定することを目的として行う試験。

日本語学習者の増加に対応するため、昭和58年から私費外国人留学生統一試験とは別に、1～4級の級別試験として財団法人日本国際教育支援協会が毎年1回、12月に実施している。また、国外試験については国際交流基金が現地機関の協力を得て実施している。

なお、平成14年度から日本留学のための新たな試験として「日本留学試験」が開始

されたのに伴い、大学入学選考のための試験としての役割は終えることになるが、「日本語能力試験」自体は、本来の目的である基本的な日本語能力の測定の役割を担うものとして、引き続き実施される。

**日本留学試験** 平成14年度から外国人留学生として我が国の大学（学部）等に入学を希望する者について、日本語及び基礎学力の評価を行うことを目的として行う試験。

独立行政法人日本学生支援機構が文部科学省、外務省、大学及び国内外の関係機関の協力を得て実施するもので、原則として、毎年、6月及び11月の第3日曜日が試験日とされている。

平成16年度の第2回試験（平成16年11月14日）の実施地は次のとおり。

**国内** 北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、福井県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県

**国外** インドネシア（ジャカルタ及びスラバヤ）、韓国（ソウル及びプサン）、シンガポール（シンガポール）、タイ（バンコク）、台湾（台北）、フィリピン（マニラ）、ベトナム（ハノイ及びホーチミン）、マレーシア（クアラルンプール）、ミャンマー（ヤンゴン）、モンゴル（ウランバートル）及びロシア（ウラジオストク）

出題教科・科目については、理系は日本語、

理科（物理・化学・生物から2科目を選択）、数学の3教科、文系は日本語、総合科目、数学の3教科があり、この中から大学があらかじめ指定する教科を受験する。

出題言語は、日本語及び英語により出題（日本語の科目は日本語による出題のみ）されるが、受験者は、出願の際に大学が指定する出願言語を申告しなければならない。

なお、本試験の実施にともない私費外国人留学生統一試験は、平成13年12月実施の平成14年度試験をもって廃止された。

**入学資格** 短期大学への入学資格は、学校教育法で定められており、また、学校教育法施行規則で詳細に規定され、さらに文部科学省告示の形で、具体的な取り扱い事項が明示されている。

なお、平成15年9月の学校教育法施行規則等の改正により、国内の外国人学校卒業者に対する大学入学資格の弾力化が図られた。また、告示等で指定されない外国人学校（朝鮮学校等）の卒業者については、各短期大学が個別の入学資格審査を行うことによって、入学資格が認められることになった。

★学校教育法 第56条（平11. 3. 31改正）

★学校教育法施行規則 第69条

★外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を定める件（昭56文部省告示第153号）

★在外教育施設として定める件（昭56文部省告示第153号）

★在外教育施設として認定する件（平4文部省告示第32号）

★大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭23文部省告示第47号）

**入学の時期** 入学の期日については、学年の規定の趣旨から考えて、通常4月1日とすることが適当と考えられるが、入学式の日（4月中）としても差し支えない。

また、学年の途中でも学期区分に従い学生を入学させることができる。

★学校教育施行規則第28条、第44条、第72条（平11. 3. 31改正）

**入学（許可）の取り消し** 入学手続きが完了していても、次のような場合は短期大学の一方的な意志により、入学許可を取り消すことができる。①入学資格となる最終学校を卒業できなかったとき。②入学試験に不正な手段を用いたことが判明したとき。③調査書等に虚偽の記載があったとき。

**認証評価機関** 様々な第三者評価機関のうち国の認証を受けた機関を言う。中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成14年8月）において提言され、学校教育法の中に規定化された。国は、一定の基準（認証評価基準）を示し、認証申請のあった機関のうちこの基準を満たすものを認証することになる。

短期大学基準協会は、平成17年1月に認



証評価機関として文部科学大臣の認証を受け、平成17年度から評価を実施することとなった。

このほか、現在までに次の評価機関が文部科学大臣の認証を受けている。

- ・ 大学基準協会（平成16年8月31日認証）
- ・ 財団法人日弁連法務研究財団（平成16年8月31日認証）※法科大学院のみ
- ・ 独立行政法人大学評価・学位授与機構（平成17年1月14日認証）
- ・ 財団法人日本高等教育評価機構（平成17年7月12日認証）

★学校教育法 第69条の4

## ハ

**博士** 学位規則に基づき、大学院博士課程修了者、及び論文審査に合格し博士課程修了者と同年以上の学力のある者に与えられる学位である。

**バカロレア資格** バカロレア資格は、フランス共和国におけるリセ（通常、15歳から3年間に在学して、一定の科目を履修した上で、試験を受けることによって取得できる大学入学資格である。資格の取得者には、バカロレア資格証書が授与される。このバカロレア資格の取得者で18歳に達したものについては、日本の大学入学資格を有する者として認められている。なお、バカロレア資格の取得者が入学試験に出願する際の調査書については、バカロレア資格試験成績証明書に記

載されている成績をもって調査書に代えることができる。

★大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭23. 5. 31 文部省告示第47号）

## ヒ

**非常勤講師 ⇔ 兼任教員**

**必修科目** 必修科目とは、各短期大学がその教育目的を達成するために学生に修得を義務付けている科目で、1科目といえども未修得科目があれば、卒業は認定されないことになる。短期大学設置基準に、教育課程は各授業科目を必修科目と選択科目とに分け、これを各年次に配当して編成するものとする、とあるのみで、法的には、開設科目のどの程度を必修とし、どの程度を選択にすべきかについては全く触れていない。したがって、各短期大学が、その教育目的・教育方針に基づいて決定し、学則で明らかにすればよいことになる。

## フ

**ファカルティ・ディベロップメント（FD：Faculty Development）** 欧米の大学で広く普及している教員の教育内容・方法の改善・向上について、大学や学部全体で組織的に研究・研修を推進することをいう。具体的には、学生による授業評価の導入、新任教員を中心とした教授法研修会の開催、教員

相互の授業聴講, 教授法のマニュアル作成などが行われている。

**復学** 休学期間が終了した場合, 通常は復学し, 再び就学することになるが, 復学できずに休学を延長したり, そのまま退学することもあり得る。ただし, いずれの場合も, 本人の願いに基づいて教授会の承認を得て学長が許可するのが一般的である。なお, 病気で休学していた場合には診断書(治癒証明書)を提出させ, 就学できる状態であることを確認する必要がある。

復学の時期は, 休学期間の設定と同様, 単位の修得, 在学年数等に関係するので注意する必要がある。

**副学長** 副学長の設置と職務については, 事務次官通達によると, ①必要に応じ, 学長の職務を助けることを任務とする副学長を置くこと, ②必ず置かなければならない職ではなく, 大学運営上の必要性を勘案し, 各大学の判断に基づき置くことができ, その数も1人とは限らないこと, ③具体的な職務内容については各大学の学内規程等によって定められること, と述べている。また, 副学長はその職務内容から学長, 教授等とならぶ独立の職であるが, 特別の事情のある場合には他の職にあるものを充てることもさしつかえないとされている。

★学校教育法 第58条

★(昭48. 10. 5事務次官通達文大大第434号)

**不正行為** 定期試験等において学生としての本分に反する行為を一般にいう。短期大学としては, あらかじめ不正行為の内容について学生に明示しておく必要がある。不正行為には, 厳正な処分が求められ, 懲戒も認められている。処分内容は, 不正行為の程度の軽重により異なるが常に教育的な配慮のもとに行われるべきである。



**別科** 別科とは, 大学入学資格を有する者に対して, 簡易な程度において特別の技能教育を施すことを目的とし, 修業年限を1年以上とした教育組織で, 大学や短期大学に置かれるものをいう。なお, 高等学校に置かれる別科は, 高等学校入学資格を有する者を対象としている。

★学校教育法 第56条, 第57条

★別科に関する申し合わせ(昭25. 12. 22大学設置審議会決定)

**編入学** 異なる制度の学校から第1学年の途中又は第2学年以上に入学することをいう。編入学を許可される者は, 相当年齢に達し, 当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者ということになっている。短期大学卒業者が, 大学に編入学した場合は, 大学修業年限から短期大学の修業年限に相当する年数以下の期間を差し引いた期間を在学すべき年数とすることができる。

★学校教育法 第69条の2

★学校教育法施行規則 第60条, 第70条の7

## ホ

**保育士** 児童福祉法施行令に基づき付与される厚生労働省管轄の資格。児童福祉施設において児童の保育に従事する者をいう。なお、保母の名称の見直しが行なわれ、男女共通の名称として平成11年度より「保育士」に変更となった。

★児童福祉法施行令 第13条, 第22条

★児童福祉法施行規則 第40条

**保健体育科目** 授業科目区分の1つ。平成3年6月に短期大学設置基準が改正され、授業科目の区分を設けなくてもよくなったが、改正前はこの科目区分の開設が義務付けられていた。

**補講** 担当教員の都合による休講や臨時休校などにより、授業の未消化や授業時間数の不足を補うために特別に行われる授業をいう。講義や演習という授業の形態の違いは問わない。

**募集要項** 入学者選抜に当たり、各短期大学等がその内容等について記載した学生募集に関するパンフレットをいう。文部科学省の大学入学者選抜実施要項では、募集要項に次のような事項の記載を求めている。

① 募集人員, 出願要件, 選抜期日, 選抜方法, 検査場, 出願手続, 入学検定料その他入

学に要する経費等出願に必要な事項を記載した募集要項を公表する。なお、推薦入学等を実施する場合には、それぞれの選抜方法の区分ごとに募集人員等を明記する。

また、入学に要する経費のすべて及びその納入手続等も募集要項に記載する。(これに記載されていない寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないようにすることとしている。)

② 当該短期大学の学科等の教育を受けるにふさわしい者の能力・適性等について具体的に記載してあること。

③ 募集要項は、指定の期日(12月)までに発表する。

## メ

**名誉教授** 大学に学長, 副学長, 教授, 助教授又は講師として長年勤務した者で、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、当該大学の内規により大学が贈る栄誉的な称号で、退職後に授与されることが多い。

★学校教育法 第68条の3

## ヤ

**夜間学科** 専ら夜間に授業を行う学科をいう。勤労学生を主な対象としているが、昼間の学科に入学できなかった者が入学する場合も多い。昼間に授業を行う学科を昼間部又は第1部というのに対して、夜間部又は第2部

と呼ぶ学校もある。

★学校教育法 第69条の2

## ラ

**ライフ資格** 通常、同一の試験基準が適用されるためアビトウア資格と総称されるが、ドイツの法令上は、アビトウア資格とライフ資格に区別されており、生徒の科目選択の範囲が広く認められているギムナジウムの教育課程に在学して取得した資格をアビトウア資格と、科目選択の範囲が狭い教育課程に在学して取得した資格をライフ資格という。

## リ

**リカレント教育** 高度で専門的、かつ体系的な社会人再教育のことをいう。

**履修登録** 学生に履修する授業科目を登録させることをいう。一般に学年（学期）の始めに登録させ、当該授業科目の受講学生数等を把握し、授業の運営や履修指導などに役立っている。

なお、短期大学は、学生が1年間又は1学期に登録することができる単位数の上限を定めるよう努力することとなっている。

★短期大学設置基準 第13条の2

**リフレッシュ教育** 技術革新の進展や産業構造の変化等に対応して、新たな知識や技術を

修得したり、陳腐化していく知識や技術をリフレッシュするため、大学等が実施する職業人（技術者だけでなく、サービス、販売、事務、営業、管理等の分野をも含め、広く職業をもつ人々）を対象とした再教育を表現する言葉として、社会人技術者の再教育推進のための調査研究協力者会議（文部科学省高等教育局）が提案した用語である。

**リメディアル教育** 補習授業を総称してリメディアル教育という。大学進学者が多様化し、大学教育の基礎として必要な科目を高校で履修していない学生への対応策として、特に、英語、数学、物理等の科目で実施されている。

**留学** 主として外国の教育機関で勉学することをいう。従来、留学は、短期大学等を卒業した後に行う場合が一般的であったが、平成3年6月の短期大学設置基準の改正により、留学を含めた場合の単位互換による単位認定が30単位までに増加されたため、在学中に留学しても、修学年数を延長することなく卒業できる可能性が高まった。

★短期大学設置基準 第14条第2項

**留学生** ⇨ 外国人留学生

**留学生統一試験** ⇨ 私費外国人留学生統一試験

**寮** ⇨ 寄宿舍

リン

---

臨時休業 ⇨ 休業日

臨時的定員（臨定） ⇨ 期間を付して増加し  
た入学定員

**A**

ACT (American College Test) ⇨  
エー・シー・ティ

AO (Admission Office) ⇨  
アドミッション・オフィス

ALO (Accreditation Liaison Officer) ⇨  
エー・エル・オー

Accreditation ⇨ アクレディテーション

Associate Degree ⇨ 準学士, 卒業証明

**C**

Counseling ⇨ カウンセリング

Curriculum ⇨ カリキュラム

**D**

Diploma ⇨ 卒業証書

**F**

FD. (Faculty Development) ⇨  
ファカルティ・ディベロップメント

**G**

GPA (Grade Point Average) ⇨  
グレード・ポイント・アベレージ

**I**

IB (International Baccalaureate) 資格  
⇨ 国際バカロレア制度

Immigration Status ⇨ 在留許可

**O**

Orientation ⇨ オリエンテーション

**S**

SAT (Scholastic Aptitude Test) ⇨  
エス・エー・ティ

SD (Staff Development) ⇨  
スタッフ・ディベロップメント

**T**

TA ⇨ ティーチング・アシスタント

TOEFL (Testing of English as a Foreign  
Language) ⇨ トフル

T

---

TOEIC (Test of English for International  
Communication) ⇔ トーイック

# 索引

(第二部 教務関係用語の解説)



<b>【ア】</b>	
アイ・ビー資格	120
ア krediteーション	120
アドミッション・オフィス型入試	120
アビトゥア資格	120

<b>【イ】</b>	
委託生	120
一般教育科目	121
一般入試	121
インターンシップ	121

<b>【ウ】</b>	
運動場	121

<b>【エ】</b>	
英文証明書	121
栄養教諭	122
栄養士	122
エー・エル・オー	122
エー・シー・ティ	122
エス・エー・ティ	123
遠隔授業	123
演習	123

<b>【オ】</b>	
オフィスアワー	124
オリエンテーション	124

<b>【カ】</b>	
海外留学	124
開講科目	124
戒告	124
外国語科目	124
外国人教員	124
外国人登録済証明書	125
外国人の再入国	125
外国人留学生	125

外国人留学生の在留期間	125
外国人留学生の資格外活動	126
外国人留学生の受験	126
外国人留学生の入学	126
外国人留学生の入学資格	127
外国人留学生の入学辞退	128
外国人留学生の入国基準	128
外国における学校教育12年の課程	128
介護福祉士	129
改組転換	129
ガイダンス	129
カウンセリング	129
学位	130
学位授与機構	130
学芸員	130
学士	130
学習の評価	130
各種学校	130
学生定員	131
学生便覧	131
学籍	131
学籍異動	131
学籍記載事項	131
学籍簿	131
学則	131
学則の変更	132
学長	132
学年	132
学年制	133
学年末試験	133
学費	133
学部	133
学科	133

学期	134
学期末試験	134
学校備付表簿	134
学校の種類	134
学校表簿	135
学校法人	135
課程	135
株式会社立大学	135
科目区分	135
科目等履修生	135
科目登録制	136
カリキュラム	136
監督庁	136
カンニング	136
管理栄養士	136
<b>【キ】</b>	
期間を付して増加した入学定員	137
帰国子女	137
帰国子女入試	137
既修得単位の認定	137
寄宿舍	138
技術職員	138
技能審査の合格に係る学修	138
寄附行為	138
寄付講座	138
客員教授	138
休学	139
休学期間	139
休学中の授業料	139
休業日	139
休講	140
教育課程	140
教育課程の編成	140

教育訓練給付制度	140
教育職員免許状	140
教育の方針	141
教育の目的	141
教育評価	141
教員	141
教員審査	142
教員組織	142
教員の勤務	142
教員の研究	142
教員の研修	143
教員の任期制	143
教授	143
教授会	144
教職課程	144
教務職員	144
教免	144
<b>【ク】</b>	
グレード・ポイント・アベレージ	144
訓告	145
<b>【ケ】</b>	
欠席	145
研究生	145
原級留置	145
兼任教員	145
兼任教員	145
<b>【コ】</b>	
公開講座	145
講義	146
講義要項（綱）（覧）	146
講師	146
校舎	146
高大連携	146

校地	147
高等学校卒業程度認定試験	147
高等教育	148
語学学習施設	148
国際化	148
国際バカロレア制度	148
告示	148
個人情報保護法	149
コマ	149

【サ】

在外教育施設	149
在学と在学期間	149
在学年限	149
再試験	150
在籍と在籍期間	150
財団	150
再入学	150
再履修	150
在留許可	150
在留資格, 在留期間	150
査証	150

【シ】

私学助成	151
試験	151
自己点検・評価	151
司書	151
司書教諭	151
実技	152
実験	152
実習	152
実態調査	152
指導要録	152
私費外国人留学生	152

私費外国人留学生統一試験	153
事務職員	153
社会人入学	153
修業年限	153
修士	153
収容定員	153
授業	153
授業科目の区分	154
授業科目の授業期間	154
授業期間	154
授業時間	154
授業の出席	154
授業料	154
準学士	155
准教授	155
生涯学習	155
情報処理の学習のための施設	155
助教	156
助教授	156
職員	156
助手	156
除籍	157
シラバス	157
私立学校	157
私立学校法	157
進級	157

【ス】

推薦入学	157
スタッフ・ディベロップメント	158

【セ】

成績証明書	158
成績評価	158
設置基準	158

設置審	158
Semester制	158
ゼミナール	159
専攻科	159
専攻課程	159
専修学校	159
選択科目	159
選択必修科目	160
専任教員	160
専任教員数	160
専門学校	160
専門教育科目	160
専門高校	160
専門高校・総合学科卒業生選抜	161

【ソ】

総合学科	161
卒業	161
卒業証書	161
卒業証明書	161
卒業の時期	162
卒業見込証明書	162
卒業要件単位数の上限	162

【タ】

体育館	162
退学	162
大学	162
大学院	162
大学設置・学校法人審議会	163
大学等委託訓練	163
大学入学資格検定	163
大学入学者選抜実施要項	163
大学入試センター試験	163
大学の質の保証	164

大学評価・学位授与機構	164
代議員会等	164
大検	165
単位	165
単位数	165
単位互換制度	165
単位修得（取得）証明書	165
単位制	165
単位認定	166
単位累積加算制度	166
短期大学	166
短期大学基準協会	166
短期大学士	166
短期大学評価基準	166

短期大学又は大学以外の教育施設等における

学修で文部科学大臣が別に定める学修 … 167

短期滞在	168
------	-----

【チ】

地域総合科学科	168
中央教育審議会	168
中退（中途退学）	168
昼夜開講制	168
懲戒	168
長期履修学生	168
聴講生	169
調査書	169

【ツ】

追試験	169
通信教育	169

【テ】

ティーチング・アシスタント	170
停学	170
定期試験	170

定時制	170
ディプロマ	170
転科	170
転学	170
転籍	170
転入学	170
転部	170

【ト】

トピック	171
特別選抜試験	171
特別聴講学生	171
特別入試	171
図書館	171
トフル	171

【ナ】

内申書	172
-----	-----

【ニ】

二重学籍	172
日本語能力試験	172
日本留学試験	172
入学資格	173
入学の時期	173
入学（許可）の取り消し	173
認証評価機関	173

【ハ】

博士	174
バカロレア資格	174

【ヒ】

非常勤講師	174
必修科目	174

【フ】

ファカルティ・ディベロップメント	174
復学	175

副学長	175
不正行為	175

【ヘ】

別科	175
編入学	175

【ホ】

保育士	176
保健体育科目	176
補講	176
募集要項	176

【メ】

名誉教授	176
------	-----

【ヤ】

夜間学科	176
------	-----

【ラ】

ライフ資格	177
-------	-----

【リ】

リカレント教育	177
履修登録	177
リフレッシュ教育	177
リメディアル教育	177
留学	177
留学生	177
留学生統一試験	177
寮	177
臨時休業	178
臨時的定員（臨定）	178

【A】

ACT	179
AO	179
Accreditation	179
Associate Degree	179

**【C】**

Counseling ..... 179  
Curriculum ..... 179

**【D】**

Diploma ..... 179

**【F】**

FD.(Faculty Development) ..... 179

**【G】**

GPA ..... 179

**【I】**

IB資格 ..... 179  
Immigration Status ..... 179

**【O】**

Orientation ..... 179

**【S】**

SAT ..... 179  
SD.(Staff Development) ..... 179

**【T】**

TA ..... 179  
TOEFL ..... 179  
TOEIC ..... 180